

第45回東京社保協総会議案

活動総括、方針、活動日誌など



2014年度活動総括（案）	1～17
2015年度活動方針（案）	17～28
介護保険緊急自治体アンケート結果	29～31
私たちの要求（2015年2月都知事あて要望書） 32～33
第44期活動日誌	34～43
第44期東京社保協役員一覧	44

2015年3月1日 けんせつプラザ東京

憲法 25 条をいかし、権利としての社会保障制度の確立を！

**都民が主人公の東京をめざし
安全・安心の医療・介護大運動を成功させよう**

東京社保協第45回総会

2014 年度活動の総括

**「医療・介護総合法案」廃案、生活保護改悪阻止の闘い、
国保・介護改善運動を地域から広げた 1 年間**

はじめに

2014 年 3 月 6 日に開催した、第 44 回総会は、近年最大の 168 人（38 地域 100 人、24 団体 52 人、その他 16）が参加し、第 1 部の渡辺治先生による講演「都知事選の結果と今後の闘いの展望」で情勢を学び、活動報告、方針提起を受けて、各地域、団体の活動経験を交流、意思統一をおこないました。

第 44 回総会で決定された方針に基づき、①「医療・介護総合法案」の廃案、国保・介護保険の改善を求めるため、「憲法をいかし、安心の医療・介護を求める」取組み、②生活保護基準切り下げ、年金引下げの中止を求める、③消費税の増税を実施させない闘い、④70～74 歳の窓口 2 倍化に反対し、東京都に助成制度の創設を求める、などを柱に活動をすすめてきました。

今総会は、第 44 期の活動総括・決算、第 45 期の運動方針・予算案の決定と東京社保協役員体制の確認、地域での運動の交流を行い、一年間の運動の意思統一を図る場となります。参加されたみなさんからの積極的な発言をお願いします。



1、私たちをとりまく情勢の特徴

(1) 安倍暴走内閣による異常な国会運営

2014年6月22日に第186通常国会が閉会しました。安倍暴走内閣は、集団的自衛権の解釈変更による解釈改憲で日本を「戦争ができる国」に変質させようとしています。その環境づくりとして、「愛国心」や「自己責任・自助、共助」の教育体制づくりに道をひらく「教育委員会改悪」、国会を政府の秘密保全体制に組み込む「秘密会設置法」、解釈改憲から明文改憲に向けた「改憲手続法案」など多数の議席を頼みに次々と強行させてきました。

「医療・介護総合法案」は、異なる内容の19本もの法案を抱き合わせでという異常なや

り方で、野党からも参考人からも「十分な審議を尽くせ」との声が出される中で、国会内外での運動で廃案寸前まで追い込みましたが、6月18日に、自民・公明の賛成多数で強行されました。「派遣法改悪案」は参議院での審議入りそのものを阻止し廃案に追い込みました。



(2) 大差で翁長氏が沖縄知事に

任期満了に伴う沖縄県知事選が2014年11月16日、投開票され、米軍普天間飛行場（宜野湾市）の名護市辺野古への移設に反対する無所属新人の前那覇市長・翁長雄志氏が、移設推進派で三選をめざした現職の仲井真弘多氏＝自民、次世代推薦＝ら3人を大差で破り、初当選しました。同日選の那覇市長選も翁長氏の後継で無所属新人の前副市長・城間幹子氏が、元副知事与世田兼稔氏＝自民、公明推薦＝を大差で破り、初当選しました。

翁長 雄志	360,820
仲井真弘多	261,076
下地 幹郎	069,447
喜納 昌吉	7,821

(3) 総選挙結果—与党は横ばい、共産が躍進

2014年12月14日投開票された第47回衆議院選挙は、「争点を巧みにぼかし、野党の準備不足をついた電撃解散」（朝日）の下で行われました。選挙結果は「自民横ばい291議席—共産倍増、民主は11増」（毎日）となりました。

当選者数は自民、公明で325議席（自民が選挙後1人追加公認で291議席）、自民は公示前議席からマイナス3議席、公明はプラス4議席です。決して「国民から白紙信任」されたわけではありません。政権批判票は「自共対決」を掲げた共産へ流れ、議席を倍増させました。

小選挙区制の弊害が再び顕著になりました。自民党は選挙区合計で棄権者も含む絶対得票率では24.5%の得票で75.3%の議席を獲得しています。さらに比例は16.99%の得票でしかなく、民意が正確に反映した議席配分にほど遠い状況です。

(4) 後期高齢者医療—平均保険料・東京9万7098円で全国1高額

2014年4月2日に厚労省が、2014年～15年度の後期高齢者医療制度保険料を発表しました。全国平均で年額1,181円増（1.8%）の6万8,014円です。今回は27広域連合で値上げ、20広域連合で値下げしました。東京都は全国で最も高く9万7,098円、最も低いのは秋田県で3万8,457円です。



(5) 国民健康保険をめぐって

1) 「周知図る」 資格書・短期証の運用で厚労相

田村憲久厚労相（当時）は2014年4月7日の参院決算委員会で、国保の短期被保険者証が市町村の窓口で留め置かれているとの指摘に対し「本来、長期間留め置くことはいけない。適切な対応をしてもらう必要がある」と述べ、全国会議などで改めて短期証の運用について周知したいと田村智子議員（共産）の質問へ答弁しました。

厚労省は2009年12月に出した「短期証の交付に際しての留意点」(課長通達)の中で、「一定期間、これ(短期証)を窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくない」と明記しています。

2) 国保の都道府県単位化にむけて、「医療保険制度改革骨子(案)」を示す

厚労省は2015年1月9日に社会保障審議会医療保険部会で、「医療保険制度改革骨子(案)」を示しました。

骨子案は、①国民健康保険の安定化として2018年度(平成30年)から都道府県が財政運営の責任主体とし、都道府県が医療費の見込みを立て、医療費水準及び所得水準を調整し、市町村の分賦金額を決定する、②後期高齢者支援金の全面総報酬割を2017年から導入する、③都道府県が、医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築を図るための地域医療構想を作成するために、国が必要な指標等を定める、④2016年度(平成28年)から紹介状なしで特定機能病院及び500床以上の病院を受診する場合等には、選定療養として初診時又は再診時に定額負担を患者に求める、⑤後期高齢者の保険料軽減特例は2017年度(平成29年)から原則的に本則に戻す、⑥健康保険の一般保険料率の上限を13%に引き上げる、⑦患者申出療養(仮称)の創設、など改悪案を第189通常国会で成立を狙っています。

(6) 介護保険関連

1) 介護要支援の有効期間の延長を狙う

2014年10月15日の社会保障審議会介護給付費分科会は、要支援者の自治体総合支援事業への移行に伴い、要介護認定の有効期間を原則12か月、上限24か月に延長する方針を了承しました。施行は2015年4月1日で、これは、法改正でなく介護保険法施行規則の改正になります。

現行の認定有効期間が倍になります。要支援2と要介護1は、判定基準は同一で、要介護1と要支援2の間をゆれるのが現実ですが、一旦要支援2と判定されたら最長2年間是要介護1の認定を受けることができなくなり、介護給付から外され続けることになります。

2) 介護労働者の劣悪な労働条件が厚労省資料でも明らかに

厚生労働省所管の介護労働安定センターの実態調査(2013年度)で、介護労働者の離職率は16.6%と全産業平均と比べて高いことが明らかになりました。介護事業所の56.5%が「人手不足」を訴えています。職員採用の困難な理由は、低賃金と「仕事がきつい」ことです。

介護労働者の実態では、全労連の「介護施設で働く労働者のアンケート」でも、正規職員の平均賃金は月20万7,795円、全産業労働者平均月29万7,700円と比べ約9万円も低い水準です。「有給休暇がまったく取れない」と答えた労働者は2割を超えています。

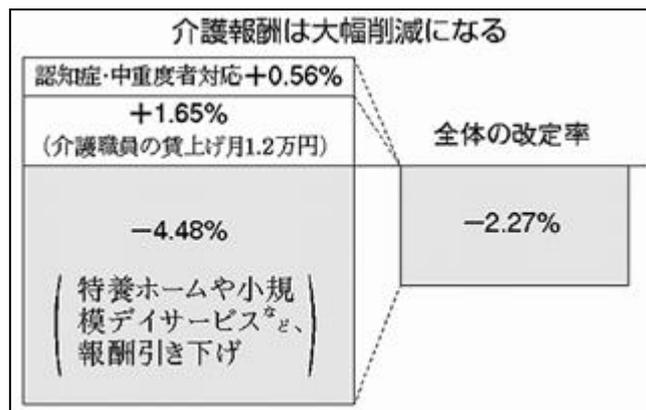
3) 介護報酬を施設中心に大幅削減

厚生労働省は2015年2月6日、介護保険サービスごとに事業者を支払われる介護報酬の改定案を社会保障審議会介護給付費分科会で決定しました。特養の3割が赤字経営にも関わらず、約6%もの大幅引下げです。入所待機者が52万人にのぼるもとの切り下げで、「介護崩壊」に拍車をかけるものです。特養の相部屋の入居者に対して部屋代を新たに徴収します。

負担は日額 470 円、月額 14,100 円になります。

通所介護の小規模事業所が最大で 9%削減。要支援者向けでは、訪問介護を約 5%削減し、通所介護は約 20%も引下げます。

一方、介護職員の処遇改善加算は、1 人あたり月額 12,000 円の賃上げになるとしていますが、全体の介護報酬が引下げられれば、人件費を圧縮しなくては経営が成り立たなくなり、正規職員を減らして臨時職員などの非正規職員への置き換えや職員数を減らすなど、労働環境の悪化が懸念されます。



(7) 非正規労働者の急増、貧困と格差が広がる

年収 200 万円以下で働く勤労者は 1,120 万人に達し、第 2 次安倍内閣発足以降、1 年で 30 万人増加しました（国税庁民間給与実態統計調査）。こうした低所得層が 1,000 万人を超えるのは 8 年連続で、1998 年比で 1.4 倍も増加しています。

雇用形態別で月額所定内賃金を比較すると、男性正規労働者が 34 万円に対し、男性非正規 19 万 5 千円（男性正社員の 57%）、女性非正規 17 万 4 千円（同 51.1%）となっており、非正規労働者がいかに差別的な低い処遇に甘んじているかがわかります。格差と貧困をなくすためには、非正規労働者の処遇改善が大変重要です。

1) 使い捨て雇用を拡大する安倍労働法制

安倍自公政権は雇用流動化政策を掲げて、非正規雇用全体を増やそうしていますが、とりわけ派遣労働について「労働者派遣法」の改悪で規制緩和し、急増させようとしています。安倍自公政権は、「臨時的・一時的なものに限る」ことを条件とされ



ていた派遣労働を永続的に使えるようにし、会社の都合で使い回し、使い捨てられるようにすることが目的です。そうなれば、正社員は大幅に減少し、生涯派遣の不安定労働者が蔓延する危険性があります。こうした規制緩和を許さないことが重要です。

2014 年は、労働者派遣法改悪案が国会上程される中で、春闘と結合して反対運動を強化しました。単産、地域での学習・宣伝活動に旺盛に取り組み、労働法制改悪反対の運動がほぼ全地域に広がりました。通常国会では労働者派遣法改悪案を廃案に追い込み、秋の臨時国会にも再提出されましたが、再度廃案に追い込む大きな成果をあげました。

2) 社会保障も「非正規化」

非正規労働者が増加する理由のひとつには、企業が負担しなければならない社会保険料を負担しなくても済むという点にあります。そのため、厚生年金に加入できない非正規労働者が国民年金に流れ込み、第 1 号被保険者は自営業者よりも雇用者が多く、その多くは非正規雇用者が占めています。また、健康保険では、流通業界を中心に非正規雇用者の加入拡大に反対してきたため、被扶養者になれない独身者やシングルマザーは、国民健康保険に加入せざるをえなくなっています。このように、労働市場だけでなく、国民年金や社会保険といっ

た社会保障制度においても、「非正規化」が進行しています。非正規労働者の正規化のみならず、労働者負担の軽減が必要です。

3) 最賃の大幅引上げが急務

非正規雇用労働者の処遇改善には、賃金相場の底上げが必要不可欠です。とりわけ、最低賃金の引上げは、これら労働者への波及効果は高く、重要な運動です。

2014 年夏の改定で、地域別最低賃金は全国各地で 13 円～21 円引上げられました。東京は 19 円上がり、時給 888 円になりましたが、これでは年 2,000 時間労働でも、年収 177 万円にしかならないため極めて不十分な水準です。現行の最賃は生活保護水準を下回っており、憲法に反する、生活できない低賃金を温存させています。こうした不合理をあきらかにし、当面最賃時給 1,000 円をめざしながら、抜本改正を求めていく運動が急務です。

4) 全都に広がりつつある公契約条例

最賃制度とともに、賃金相場の底上げに寄与する運動として、公契約適正化運動があります。これは、公務公共サービス、公共事業・公共調達で働く労働者の雇用と賃金、労働条件を改善させることも目的としたものです。東京では、とりわけ、公契約条例、要綱・指針などを制定させ、それを活用しながら、国や自治体などの発注者と受注者との契約のあり方を改善する運動に力を入れてきました。現在、東京では 6 自治体（多摩市、国分寺市、足立区、千代田区、世田谷区、渋谷区（公共工事のみ））に公契約条例が策定されており、基本条例は 2 自治体、要綱に基づく指針は 1 自治体で策定されています。条例制定により、適正な労務単価を支払う仕組みができ、「今までにもらったことのないような賃金をもらえてびっくりした」（適用現場で働く建設労働者）といった声が寄せられています。公契約条例を全都に広げ、賃金・単価の相場を底上げ、下支えする仕組みをつくることが課題です。

(8) 国民には負担増 2015 年度予算案

現在第 189 通常国会で、2015 年度政府予算案の審議がおこなわれています。国の基本的な予算規模を示す一般会計の総額は、2014 年度当初比 0.5%増の 96 兆 3,420 億円と過去最大になりました。歳入では、税収は 4 兆 5,240 億円の増加を見込みます。消費税収が 2014 年度比 1 兆 7,730 億円増の 17 兆 1,120 億円を見込む一方、法人実効税率を 2 年間で 3.29%引下げ、黒字の大企業に約 1 兆 6,000 億円も減税します。

歳出では、社会保障を切り下げ、公的介護を担う事業者への介護報酬の引下げ。生活保護「住宅扶助費」「冬季加算」を削ります。協会けんぽへの国庫補助も削減。これらだけで自然増分を 1,700 億円削ります。

「海外で戦争する国」づくりにまい進する姿勢も鮮明です。防衛費（軍事費）は垂直離着陸機 V22 オスプレイ、水陸両用車、新型戦闘機 F35 などの武器購入が多く盛り込まれ、前年比 2.0%増の史上最大 4 兆 9801 億円に増加させています。2014 年度補正予算案と合わせて 5 兆円を超し、2015 年度の概算要求額を超えることとなります。

沖縄県名護市辺野古への新基地建設費は 2014 年度比 80 倍以上（契約ベース）に増やしました。「原発ゼロ」の世論に背いて原子力発電所の再稼働でも「原発施設立地地域基盤整備支援事業」を 8 億円から 23 億円に増やし、原発を再稼働した場合に限って交付金を配る新たな

枠組みをつくります。

雇用分野では、雇用維持に貢献する「雇用調整助成金」を 3 分の 1 に激減させ、リストラを支援する「労働移動支援助成金」を 48 億円増額しました。

(9) 舛添都知事が「長期ビジョン」を発表

舛添都政は、2014 年 12 月 25 日「長期ビジョン—世界一の都市・東京」を発表しました。2024 年までの 10 年後の姿をしめし、①史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現、②課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現、を 2 つの目標として、5 つの視点、8 つの都市戦略、25 の政策指針、360 政策目標の数値化を打ち出し、3 か年と 2015 年度の事業費を計上しました。

1) 「世界で一番ビジネスのしやすい東京」づくり

東京オリンピックを起爆剤にして、東京が都市間競争を勝ち抜き、日本経済の成長を牽引するとして、国家戦略特区制度を活用し、国際ビジネス拠点プロジェクトを設定し、東京をニューヨーク・ロンドンと並ぶ「国際金融センター」をめざすなどグローバル巨大企業を呼び寄せて「世界をリードするグローバル都市の実現」を最大の目標に掲げています。

2) 都民の要求と運動を一定反映も

保育の待機児解消のために 2017 年までに 4 万人増、2019 年度までに学童クラブ 1 万 2,000 人増、2025 年度までに特別養護老人ホームの整備 6 万人増、認知症グループホームの整備 2 万人増、介護老人施設の整備 3 万人増の数値目標が掲げられ、整備費の負担軽減や都営住宅の用地や国有地・都有地などの活用、借地などへの支援も打ち出しています。

雇用環境では、2017 年度までに非正規労働者の正規雇用化を 1 万 5,000 人の目標ですすめることも打ち出しています。施策は、私たちの声と運動を反映したものです。

3) 2015 年度予算案

東京都は、1 月 16 日、2015 年度予算原案を発表しました。一般会計は 6 兆 9,520 億円（前年比 2,853 億円増・4.3%増）、新規事業は 325 件（前年比 1.8 倍）に上ります。都税収入は 4 年連続の増収で、7 年ぶりに 5 兆円超を見込んでいます。また、歳出については、五輪競技施設などの整備に 468 億円、骨格幹線道路の整備に 1,032 億円、子育て環境の充実事業に 514 億円等を計上しています。

消費税 8%への増税に伴い、都の地方消費税収が 1,100 億円余り増収となる見込みです。消費税増税による地方税収の使途については、社会保障に充てることが定められていますが、「福祉と保健」の増額は 410 億円、基金の積み立てを入れても 810 億円に留まっています。

2、「医療・介護総合法案」の廃案をめざした運動

第 186 通常国会で、社会保障制度改革プログラム法に基づく「医療・介護総合法案」（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案）は医療・介護の 19 本もの法案を衆議院 28 時間、参議院 27 時間というわずかな審議時間で 2014 年 6 月 18 日に自民・公明が強行採択しました。

「医療・介護総合法案」は、介護分野では、①要支援 1、2 の訪問介護・通所介護を介護保険給付の対象からはずし、地域支援事業へ、②特別養護老人ホームへの入所対象を原則要介護 3 以上に限る、③所得によって介護保険の利用料を 2 割に引上げる、④低所得者でも預貯金等があれば施設の居住費・食費の補足給付を打ち切る、医療分野では、①病床の機能を 4 つに分類し、②都道府県が地域医療ビジョンを作成、③都道府県が 2 次医療圏ごとに医療の供給体制の管理を行って、医療費抑制を行う、などの医療と介護の「改正」を行うものです。

(1)「憲法をいかし、安心の医療・介護を求める」請願署名に取り組みました

「憲法をいかし、安心の医療・介護を求める」請願署名は 2013 年秋から 2014 年 6 月の第 186 通常国会閉会まで取り組みました。2014 年 4 月に「宣伝強化ゾーン」を設定し、ゾーンに合わせて署名チラシ付ポケットティッシュを 5 万個作成し、各地域で活用しました。



署名は 23 地域社保協、12 加盟団体、事務局・友誼団体の協力も得て 37,337 筆を集約しました。内ハガキは約 340 枚の返信で 623 筆を集約しています。

(2) 第186通常国会での取り組み

1) 国会行動、国会前座り込み

国会前昼集会は 3 月以降の 7 回、中央社保協院内集会 (3 月 26 日、5 月 28 日、6 月 11 日)、厚生労働委員会開会日の国会前座り込み行動 15 回のすべてと衆・参厚生委員会、本会議傍聴にも積極的に参加しました。

2) 東京独自国会行動

2014 年 5 月 14 日に社保協、土建、民医連の三者共催の国会議員要請行動に取り組み、105 人が参加しました。要請は「医療介護総合法案」の徹底審議と廃案を求めて、東京選出衆議院議員、衆議院厚生労働委員 61 人に要請をおこないました。結果は、民主党海江田万里議員本人に要請し「党として反対している。がんばって廃案にしたい」との回答を得ました。他に共産党・笠井亮議員・高橋千鶴子議員、結いの党・井坂信彦議員から賛同を得ました。自民党・松島みどり議員、結いの党・柿沢未途議員は面会を拒否しました。他の議員はすべて秘書対応のため口頭で要請し資料を渡してきました。(会派名などすべて当時)

(3) 学習・宣伝でも広がる

東京社保協として地域社保協・加盟団体に学習会の開催を呼びかけ、国会開会中 (1 月 24 日～6 月 22 日) に社保協として延べ 16 地域社保協、12 団体に講師として事務局を派遣しました。パンフレット「医療・介護全面改悪」も 11 地域・12 団体に 1,195 部普及しました。

宣伝では、常任幹事会終了後に大塚駅での宣伝、社保協事務局のある東京労働会館内の団体に呼び掛けて大塚駅での昼休み宣伝にも取り組みました。また、4 月 24 日に行った「4.24 ヒューマンチェーン行動」成功に向けた巣鴨とげぬき地蔵前宣伝に中央社保協と共同で取り組みました。

3、国民健康保険の改善を求めて

都内 62 自治体（23 区、26 市 13 町村）を対象にした自治体アンケートは、2010 年からはじめ、今回 5 回目となります。国保行政全般について 10 月に全自治体に発送しました。23 区と 22 市 3 町 3 村の 51 自治体から回答を得ています。（2015 年 2 月 6 日現在）

1) 住民の 3 人に 1 人は国民健康保険に加入

東京都の国民健康保険の加入世帯は 23 区 1,686,794 世帯、市町村 62,857 世帯（回答のあった 22 市と三鷹市の合計）で 23 区の加入率は 35.1%、26 市でおよそ 36%、町村（島しょ含む）では 40%を超える加入とみられます。23 区でみると足立区 39.7%が最も高くついで新宿 39.1%、荒川区 39.0%、豊島区 38.9%と続きます。逆に 20%台は千代田区 25.6%、中央区 28.7%の 2 区でした。22 市では福生市 43.6%、あきる野市 41.6%と 2 市が 40%を超え、他の市も全て 30%を超える加入率となっています。

2) 国民健康保険加入者の 4 割前後は「旧ただし書き所得」なし

国保料（税）では、均等割・平等割のみの世帯は 23 区で 715,737 世帯 42.4%と加入世帯の 4 割超が旧ただし書き所得（総所得から基礎控除 33 万円を控除した金額）がなく、さらに法定軽減されている世帯が 37.0%という状況です。市町村の場合は 4 方式の自治体では旧ただし書き所得がなく所得割が賦課されない場合でも資産割が賦課される場合があるため「均等割・平等割のみ」の比率が下がりますが、4 割前後の世帯が所得割を賦課されていないのではないかとみられます。また、法定軽減の場合は、擬制世帯（世帯主が国保に加入していない）の世帯主の所得を含めるため実際の国保加入者が低所得でも法定軽減の対象にならない場合もあります。法定軽減世帯の割合からも国保加入世帯は 4 割前後が「旧ただし書き所得」がゼロか低所得であることが推察できます。

3) 国保特別会計の 25%前後が国保料（税）で占められる

国保特別会計に占める国保料（税）収入は 23 区で 25.6%と収入全体の 4 分の 1 にもなりません。もっとも割合が高いのは千代田区で 32.5%、最も低いのが北区の 22.1%です。北区が国保料が低いわけではなく、均等割のみ世帯・法定軽減世帯の率が高いこと、高齢化率 25.2%（人口に占める 65 歳以上の割合）23 区中トップのため前期高齢者交付金が高いことに依ります。国保料（税）の滞納率は、回答のあった 20 区平均 28.8%、20 市平均 20.6%です。

4) 国保法 44 条、77 条に基づく減免規定は 9 割を超える自治体で規定あり

国保法 44 条（一部負担金減免）は 96.1%、77 条（国保料（税）減免）は 92.2%の自治体で規定を設けています。全国平均では 6 割弱です。地域では、規定に基づく活用を広げつつ、住民の生活実態に即して規定の拡充を求めていく事が重要です。（23 区と回答のあった 22 市は全て規定あり）

5) 国保運営協議会の傍聴を積極的に

国保運営協議会の傍聴は、社保協の運動もあり、23 区は全て傍聴を認めています、調布

が認めていないと回答しています。また、被保険者代表の公募では、3 区 8 市が全員公募、2 区 7 市が一部公募、他の区市は公募なしとの回答です。

健康診査の自己負担では、世田谷区（500 円）、中野区（500 円）、練馬区（300 円）が負担ありと回答、他の区市は負担がありません。人間ドックへの助成があるのは 4 区 9 市に留まっています。（詳細は別紙集約参照）

4、介護保険の改善を求める取組み

(1) 学習を力に自治体への要請と懇談

「介護をよくする東京の会」の事務局として介護改善の取組みをすすめてきました。

3 月 23 日には介護学習総決起集会とパレードを、林泰則氏（全日本民医連事務局次長）を講師に行い 131 人が参加しました。7 月 15 日には、「改正・介護保険制度」の学習会を、安達智則氏（健和会医療福祉調査室長）を講師に実施しました。8 月 9 日には、中央社保協が主催する介護保険の全国学習交流集会に参加しました。2015 年 2 月 11 日には介護保険制度東日本交流集会も開催されました。

また、介護保険制度改悪の危険な内容を学ぶ学習会やシンポジウムが各地域で旺盛に開催され、この学習を力に「介護保険制度改善の意見書」を求める自治体への陳情・請願に 21 自治体が取組み、渋谷、板橋、江東、葛飾、町田、八王子、武蔵野、調布、西東京、東久留米の 10 自治体で意見書が採択されました。また、「改正」された介護保険制度に関する自治体との懇談・要請は、19 自治体で懇談・レクチャー、シンポ、出前講座などに取組みました。



また、介護保険制度改悪の危険な内容を学ぶ学習会やシンポジウムが各地域で旺盛に開催され、この学習を力に「介護保険制度改善の意見書」を求める自治体への陳情・請願に 21 自治体が取組み、渋谷、板橋、江東、葛飾、町田、八王子、武蔵野、調布、西東京、東久留米の 10 自治体で意見書が採択されました。また、「改正」された介護保険制度に関する自治体との懇談・要請は、19 自治体で懇談・レクチャー、シンポ、出前講座などに取組みました。

(2) 全自治体を対象に緊急アンケート調査を実施

10 月に介護保険制度「改正」を受けた自治体の対応に関する緊急自治体アンケートに取組み、62 自治体中 38 自治体から回答がありました。この中の、要支援 1・2 サービスの地域支援事業への移行の見通しに対する回答の約 9 割が「見通しが立たない・確保できない」というもので、自治体が対応に苦慮している実態が明らかになりました。

(3) 介護・認知症なんでも電話相談の取組み

「いい介護の日」の 2014 年 11 月 11 日、2 年ぶりに「介護・認知症なんでも電話相談」に取組みました。当日は、NHK が報道したこともあり全国で 3,000 本を超えるアクセスが殺到しましたが、電話対応ができたのは 205 件（東京 77 件）でした。1 件当たり 30 分を超える相談が多く、認知症や介護を抱える家族や本人などの深刻な実態が明らかになりました。

5、「70歳～74歳高齢者の医療費窓口1割継続を求める」陳情の取組み

2014 年 4 月 2 日以降 70 歳の誕生日を迎えた方の窓口負担が 2 割に上げられました。

東京都では、2014 年～2018 年までに 70 歳に到達する人数は約 79 万人です。東京社保協としては、国に対して現在の予算措置を継続するように働きかけつつ、東京都に対して「値上

げされる 1 割分を補てん」の都独自施策の創設を求める運動を第 44 回総会で確認し、東京民医連、東京地評との 3 者連名署名として、9 月から開始し 11 月末までの 3 か月取組みました。署名付チラシを 5 万個作成して宣伝に活用しました。署名は、今までになく幅広い団体から集約されましたし、宣伝を終了してから 4 か月以上経っても署名ハガキが返送されるなど都民の切実な願いであることが分かります。陳情は 2014 年 9 月 16 日に提出し、11 月末まで署名を積み上げ、最終集約数は 12,541 筆です。

陳情は、第 3 回定例都議会最終日本会議で厚生委員会に付託され、2014 年 12 月 19 日、22 日の第 4 回定例会厚生委員会で陳情と共産党都議団が提出した同内容の条例案の審査がされました。委員会では共産党のみ賛成、自民・公明・民主が反対を表明し不採択となりました。12 月 25 日の第 4 回定例会最終日の本会議では共産党のみ賛成、自民、公明、民主、維新、かがやけ、生活者ネットと無所属が反対し、陳情・条例案ともに不採択となりました。

陳情・条例案ともに不採択になりましたが、多くの都民の願いでもあり社保協として引き続き運動を広げていきます。

6、生存権を脅かす、生活保護基準切り下げの中止を求める運動

(1) 生活保護法厚生労働省令案を変更させる

厚生労働省が 2014 年 2 月末に公表した省令案に対して、全国から 1,166 件のパブリックコメントが寄せられました。

当初の案では、「申請等は、申請書を…」と申請時に申請書の提出を求めていましたが、「申請等は、申請者の…」と改めさせました。また、扶養義務者にたいする通知や報告についても原則通知を行うものとしていたのを「①実施機関が扶養義務者に対して家庭裁判所の審判を利用した費用



徴収を行う蓋然性（がいせんせい）が高いこと、②DV被害を受けていないこと、③その他自立に重大な支障を及ぼす恐れがないことのすべてを充たす場合に限り通知等をおこなうもの」と修正され「極めて限定的な場合」に限られました。

(2) いのちを脅かす「住宅扶助」「冬季加算」の減額を狙う

2014 年 12 月 26 日、生活保護費の「住宅扶助」「冬季加算」の 2015 年度からの引下げを厚生労働省が示しました。生活扶助の引下げに続いて、生活保護利用者にさらなる窮状を強いる内容です。生活保護基準部会の委員からも「冬季加算はライフライン、節約はこれ以上できない」などの指摘が相次いでいます。

2013 年 8 月から保護基準額が引下げられ、引下げに抗議する不服審査請求運動は 1 万件を超え、広がりました。東京では 2013 年 8 月の引下げに対する不服審査請求 591 人、2014 年 4 月が 579 人の合計 1,170 人(延べ数)が不服審査請求を行い、口頭弁論は 630 人が行いました。

現在、589 人が原告となり、全国各地 20 道府県（2015 年 2 月現在）で生活保護基準額引下げに反対する裁判も行われ、支援する会の結成も進み、広がりを見せています。東京は、今年 4 月からの連続引下げで不服審査請求を起こすととともに、裁判闘争を検討をしています。

7、年金引下げ反対、生活できる年金制度に改善させる運動

2012 年、自公民 3 党合意により、年金を 3 年間で 2.5%削減する法律を成立させ、2013 年 10 月に 1%、2014 年 4 月に 0.7%の削減を強行しました。

年金者組合は、この年金削減を不当とする不服審査請求を 12 万 6,000 余人（東京では 12,257 人）で行い、すべてが却下という不当な決定に対し、全国で約 2 万 5,000 人（東京では 2,074 人）が再審査請求を行いました。現在、その裁決書が少しずつ届き始めていますが、現時点ではすべて却下という決定です。東京ではまだ裁決書が 1 通も届いていません。



年金削減は年金受給者 4,000 万人にかかわる問題で、NHK スペシャル「老後破産の現実」で報道されたように、高齢者の生活は悪化の一途をたどっています。年金受給者の半分近くが月額 10 万円以下という低い年金です。消費税増税、各種社会保険料の引上げ、物価上昇の一方での年金の容赦ない引下げを許すことはできません。若い人も含めて老後の生活に対する不安がひろがっています。このような状況の下で年金者組合は、「年金削減は憲法違反」とする集団的な年金裁判を全国から起こそうと準備をすすめています。今回の年金削減は憲法 25 条に違反し、定められた年金を期待し、生活設計をたてて暮らしている人々の財産権（憲法 29 条）をも侵害するからです。

8、「障害者制度改革」をめぐる動きと運動の到達点

(1) 障害者権利条約の批准の実現は、日本の障害者団体の共同の力

2013 年の第 185 臨時国会において障害者権利条約の批准が承認されました。

「私たちを抜きに、私たちのことをきめないで」として毎年開かれているフォーラムや自立支援法訴訟など、障害者自立支援法の廃止を求める運動の力が、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置させ、そのもとに障害当事者が半数以上参加した障害者制度改革推進会議がつけられました。「推進会議」の論議をもとに、意見の相違を乗り越えて「骨格提言」、「差別禁上部会の意見」をまとめ、法の整備を迫りました。

その力が障害者基本法の改正、自立支援法から総合支援法へ、さらに差別解消法など、一連の法改正へと結実していきました。こうして世界で 141 番目の批准を実現しました。障害者運動の大きな到達点であり、人権保障の歴史に新たな一步を記した画期的な出来事と言えます。今後政府は、障害者権利条約が求める国内法や障害者制度の改革に努めなければならない責務があります。

(2) 障害者制度改革は道半ば、多くの課題が山積

法改正が行われたとはいえ、「権利規定」のない改正障害者基本法や障害者自立支援法を引き継ぐ障害者総合支援法など、不十分さを残すものであり、そのため解決しなければならない様々な問題が山積しています。65 歳を越える高齢障害者の介護保険優先適用問題、扶養家

族に課税者がいる場合や子どもの分野では親の収入により利用料負担が残っています。そのため子どもの放課後施設では、負担が増えることで利用を控える家庭も出ています。さらに作業所等の報酬単価が日割りによって支給されるために、運営の不安定さが依然として続いています。また難病対策についても、医療費助成の対象は拡大されましたが、医療費の自己負担、対象にならなかった難病が残るなど、課題を残しています。これらの課題の改善に向けて、権利条約を力に新たな運動の構築をはかっていく必要があります。

(3) 広域自治体としての役割が問われる都の姿勢

東京都の独自施策は、福祉施策を大きく変えてきた歴史を持っています。しかし、国の制度化によって、先駆的な施策が国の制度に組み込まれていく中で、優れた制度も法内化によって後退を余儀なくされる事態も起きています。また制度実施の主体が都から区市町村になり、施策の充実を求める声に対し都の姿勢の後退が目立ちます。そのため区市町村の財政力による、施策の地域間格差が様々な分野で起きています。

どこに住んでも同じように支援を受けられることが当たり前になるには、都の広域自治体として必要な財政的支援が不可欠です。また、国の不十分な施策に対しても独自の改善をはかり、国へ発信していくことも大きな役割です。障害者施策が一定前進したとはいえ、まだ様々な課題を抱えています。これらの課題の改善・充実に向け、都が財政力を生かし、独自に障害者施策の充実をはかることを求めて運動を強めていく必要があります。

9、消費税の増税を実施させない闘い

国民の将来不安は増大し、深刻になっている中、マスコミのキャンペーンで多くの人が「財源が無いから、社会保障のためには仕方がないのでは」と思いこまされました。しかし、増税された消費税 5 兆円のうち「社会保障の充実」に使われたのは 5,000 億円だけです。増税と同時に、法人税の実効税率の引下げ、復興特別法人税の前倒し廃止などを実施するなど、消費税増税が「社会保障充実のため」が口実であったことが明らかになりました。

こうした中、消費税廃止各界連絡会の提起に応え、全国で 600 か所を超える 3・13 重税反対全国統一行動が行われ、「消費税増税中止」の署名宣伝行動や、各界連の意見広告運動、国会への要請行動などに取組み、増税中止の声を広げるなど各地で運動が広がりました。

残念ながら、消費税は 2014 年 4 月から 8% に増税されましたが、4 月 1 日には、首相官邸前の抗議宣伝アクションを実施し、増税に対する抗議と連続的に 10% への増税判断をさせない行動に取組みました。引き続き、「消費税増税の先送りではなく中止を」の大運動に取組むことが求められています。

10、憲法が生き、都民のいのち・くらし・雇用が守れる平和な東京へ

(1) 都知事・都議会各会派への要請と開会日行動

都議会は、年 4 回の定例議会が開催されます。社保協では、毎定例会の開会日の午前中に都知事あて要請書を提出し、口頭



での補足要請を行ってきました。同じ内容で各会派にも要請しています。開会日の昼には、東京社保協・東京地評・都民連の共催で、都庁前集会を開催し、集会後に個人請願に取り組んできました。

(2) 各部局に対する要請行動

2014 年 10 月 30 日には、都民生活要求大行動実行委員会として、1 日かけた要請行動を各部局に対して行いました。

11、共闘組織に参加し運動をすすめてきました

(1) 消費税廃止東京各界連絡会

毎月 24 日を基本に、各地域で各界連と共同した署名宣伝行動に取り組んできました。東京各界連としては、毎月の事務局会議の前段で、大塚駅前宣伝行動に取り組みました。4 月 1 日から消費税が 8 % に増税され、改めて「消費税増税やめろ」の個人・団体署名に取り組みました。

(2) 生存権裁判を支える東京連絡会

生存権裁判を支える東京連絡会は、東京での裁判終了後も全国の生存権裁判を支援する立場から活動を継続しています。社保協では代表委員、事務局、幹事に役員を派遣し、参加しています。

(3) 2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 (オリパラ都民の会)

「2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」は、2014 年 2 月 17 日に発足し、現在まで 13 回の運営委員会を開催しました。東京社保協も運営委員会に参加してきました。

2014 年 4 月 26 日には施設予定地の見学バスツアーを 50 人の参加で開催しました。また、提言討論会を 3 回開催 (5 月 31 日 (土)、10 月 11 日 (土)、12 月 7 日 (日)) してきました。

I O C 組織委員会事務局との面談も行い、既設施設の利用、猛暑下での開催の再検討などを働きかけてきました。

(4) 安心年金つくろう東京連絡会

連絡会は、社保庁職員の不当解雇撤回にむけた取組み状況の報告と、分限免職取り消しの人事院判定についての状況報告をうけ、2014 年 4 月 17 日の厚労省前での不当解雇撤回集会や年金制度問題での学習などに取り組んできました。東京社保協は、この連絡会の世話人として参加してきました。

(5) 都民要求実現全都連絡会 (都民連)

都民連にオブザーバーとして毎回の世話人会議に参加し、都内の情勢や参加団体の運動交流をすすめてきました。また、年 4 回開かれている都議会定例会の開会日行動での発言者の調整、当日の参加者組織など準備をすすめました。

2014 年 7 月 31 日に、都民連総会 (第 17 回代表者会議) を開催しました。総会の前に、大山とも子共産党都議団幹事長



を講師に「舛添知事の半年間の特徴」の学習会を行いました。学習会には、15 団体 31 人が参加し、総会には 15 団体 20 人が参加しました。

(6) 都民生活要求大行動実行委員会

2014 年 5 月 30 日に 2014 年度都民生活要求大行動実行員会を発足し、実行委員会に参加する団体がまとめた要求を 7 月 10 日に東京都に提出、10 月 3 日に文書回答を受け、項目ごとに重点要求を絞って、10 月 30 日に 1 日かけた交渉をおこないました。交渉にはのべ 24 団体 321 人（実人数 98 人）が参加しました。社保協は、東京地評とともに事務局として参加しました。

(7) 都・中央段階での共同も積極的に取り組む

中央社保協をはじめ、社保協加盟団体・友誼団体との共同、都・全国団体との連携を強め、集会、学習会などに取組んできました。

2014 年 3 月 29 日には、東京社保協主催、中央社保協共催で「2014 年滞納処分・差押問題東日本学習交流集会」を開催し、東京を中心に 17 都道府県と中央団体から 173 人（東京 76 人）が参加して成功しました。内容は、「滞納処分・差押の基礎知識（田所良平弁護士）」、「違法な差押の是正に向けて（勝俣彰仁弁護士）」の 2 本の講演と 3 本の指定発言、会場交流をおこないました。

福祉保育労、障全協など中央団体が呼びかけた「福祉は権利！6.8 共同シンポジウム」に中央社保協とともに実行委員会に参加し、成功に貢献しました。また、第 189 通常国会では「権利としての福祉を守る 2.13 福祉関係団体共同行動」実行委員会にも参加しました。

新日本スポーツ連盟からの要請で、「第 19 回東京反核平和マラソン」に協賛し、社保協ニュースなどに掲載しました。障都連などが主催した「学校に行けたよ！願いがかなった日から 40 年これからの障害児教育を考えるつどい」に協賛し、賛同金、チラシ配布、社保協ニュースへの掲載などでつどい成功に協力しました。その他、加盟団体をはじめ、友誼団体から要請のあった署名などにも協力し、常任幹事会の席上で署名を集約し、加盟団体・地域社保協にも送付して協力を呼びかけてきました。

12、組織運営の強化、地域社保協の結成・強化の取組み

(1) 情勢、各施策の学習を力に社保協運動を旺盛に展開

1) 東京社保学校に 146 人

2014 年 7 月 19 日に第 42 回東京社保学校を開催し、29 地域社保協・18 団体から 146 人が参加しました。参加者数は 2013 年の第 39 回（228 人）に次ぐ参加者数となりました。「憲法改悪・集団的自衛権をめぐる動きと私たちの闘いの課題」（小澤隆一・東京慈恵会医科大学教授）、「安倍政権の社会保障改革と労働改革」（後藤道夫・都留文科大学名誉教授）、「国家戦略特区と東京における課題」（永山利和・元日本大学教授）の 3 つの講義を受けました。



参加者からは、「集団的自衛権に対する歴代内閣の考え方、国会答弁の変遷がよく分かった」

「絶対に戦争をする国にしてはならない」「国民の知らないところで、命と健康を守る大切な社会保障が崩されていることに怒り」「今後もこうした学習の場と交流の場を設けていく事が不可欠」「学校らしいカリキュラムでよかった。変に社会保障のみに偏らずによかった」など積極的な感想が多く寄せられました。

2) 地域社保協などで学習会を旺盛に展開

地域社保協・加盟団体での学習運動も旺盛に取り組みられました。地域社保協では総会と合わせて学習会を設定したり、大田社保協、杉並社保協などで定例化しているところもあります。加盟団体でも、役員会での学習会をはじめ、支部・班段階での学習会も広がっています。

情勢を反映して、介護保険、生活保護、国保、推進法、プログラム法などが中心テーマでほぼ全地域で複数回の学習会が開かれています。文京社保協、町田社保協などでは社保協単独ではなく、地域労連など共催で学習会を開催しています。

事務局では、40 か所を超える学習会で講師として地域社保協、加盟団体、友誼団体からの要請に応じてきました。

(2) 地域社保協の活動(アンケートから)

東京社保協では、総会に向けて地域社保協の活動・組織状況の調査を行っています。回答は、34 地域社保協(23 区 17 地域、多摩 17 地域で回答率 75.6%)です。(詳細は資料集)



1) 自治体への要請

国保関係 10 地域、介護関係 16 地域、保育関係 7 地域、消費税関係 2 地域で請願・陳情に取り組んでいます。介護保険問題では、地域の団体と共同して 13 地域が区・市と懇談をしたり、第 6 期事業計画の説明を求めたりしています。

また、対区・市要請、キャラバン、予算要望などは 21 地域で実施しています。中野社保協では、国保・子どもの貧困・介護の 3 つのテーマで「中野区との対話集会」を 10 月に開催しています。西多摩社保協では、地域内の 8 自治体にのべ 151 人が参加してキャラバン行動を行っています。日の出町の 70 歳からの窓口助成制度の創設はこの行動を契機に実現しました。調布社保協は、毎年 2 日間かけて対市交渉を行っています。東久留米社保協は 50 項目の要請項目を掲げて対市交渉を行いました。交渉には市長・副市長も参加しています。

2) 宣伝・学習・相談会

毎月定例宣伝に取り組んでいるのは 17 地域です。板橋社保協は毎月 5 駅で宣伝を実施しています。隔月から年数回の宣伝は、15 地域です。合計で回答のあった 33 地域中 31 地域が宣伝行動に取り組んでいます。

学習会は情勢を反映して、医療・介護総合法案、介護問題、国保問題、生活保護攻撃、消費税増税問題などを中心に 27 地域で取組みられました。特に介護問題では、シンポジウム(板橋、清瀬)や自治体の担当職員を講師(墨田、港、府中)に招いての学習会も取組みられました。西東京社保協の 6 回を筆頭に 18 地域が複数回の学習会を開催しています。

相談会は、大田・北・渋谷が隔月開催、14 地域が年 1 回から 4 回、あるいは不定期でも開

催しています。16 地域で開催できていません。清瀬では国保問題に絞った電話相談会を開催しています。

3) 組織運営

事務局会議は、11 地域で毎月、7 地域が年 2~6 回の不定期の開催です。役員会は、28 地域が毎月、3 地域が隔月に開催されています。事務局会議・役員会ともに不定期または未開催は 2 地域です。

会費は、個人が一口 100 円から 2 千円、団体は一口 1 千円から 2 万円が多く地域ですが、組織人員・財政力に応じて対応している地域もあります。加盟団体数は、江東社保協の 32 団体が最も多く、世田谷、豊島、板橋、葛飾、北、渋谷、八王子の 8 地域が 20 団体を超えています。逆に 9 地域で加盟団体が 1 桁に留まっています。

(3) 組織運営の強化の取組み

1) 「東京の保健・衛生・医療の充実を求める連絡会」が加盟

2014 年 11 月 27 日の第 9 回常任幹事会で、「東京の保健・衛生・医療の充実を求める連絡会」の東京社保協への加盟を承認しました。2001 年から都立病院の存続や保健所の統廃合に反対して東京の保健・衛生・医療を守り、充実を求めて運動している共闘組織です。社保協に加盟することで情報の共有と運動の発展をめざします。現在、東京社保協の構成は、45 地域社保協・34 都団体となりました。

2) 常任幹事会の運営

常任幹事会は、毎月第 4 木曜日の午後 1 時半から 4 時を基本に開催してきました。今期は、3 月に第 1 回常任幹事会を開催し、2015 年 2 月までに 12 回開催、平均出席率は 57.8%です。常任幹事会の前半 30 分をミニ学習会として、加盟団体から当面する課題やその時々的情勢を常任幹事が持ち回りで講師を務めてきました。今年度は 7 回行い、「診療報酬改定」「派遣法改悪の動き」「自治体キャラバンの結果と特徴」「民医連手遅れ死亡調査」「年金者一揆と請願運動」「保険で良い歯科診療を」「国保料（税）の計算の仕方」をテーマにして、情勢や運動課題を深めるものとなりました。

3) 事務局会議の開催

東京社保協事務局会議は、3 回開催し、課題の整理、任務分担などをおこなってきました。地域社保協事務局長会議を 2 回開催（23 区=7 月 7 日・10 月 3 日、多摩=7 月 8 日・10 月 2 日）し、70~74 歳助成の陳情署名の取組み、東京社保学校の参加、シルバーパス拡充の都議要請、「安全・安心の医療・介護大運動」などの意思統一、各地域での運動や東京社保協への要望など交流をおこないました。

4) 地域社保協会長会議の開催

2014 年 11 月 23 日に地域社保協会長会議を開催しました。突然の解散総選挙直前の日曜日になってしまい、参加者は少なく残念でしたが、東京社保協の取組みへの理解、地域での奮闘などを交流し、「ぜひ、来期以降も開催してほしい」など参加者からは好評でした。

5) 社保協ニュース発行、HPのリニューアル

社保協ニュースは、A4版4ページ・カラー刷りで毎月発行し、HPにもアップしています。2・3面を地域社保協や加盟団体の活動、経験紹介にあて活動交流ができるようにしてきました。2014年4月から東京社保協HPを全面リニューアルし、より見やすいものとししました。合わせてオリジナルカットも追加し充実させました。

(4) 決算報告

1) 収入の部

総収入は、11,958,783円(101.6%)で予算比192,783円の超過となりました。「その他収入」は予算比210,783円(200.4%)超過で主に事務局が講師をした学習会などの謝礼です。

2) 支出の部

総支出は、10,576,771円(89.9%)で予算比1,189,229円の減となりました。予算を超過した支出は、「総会費(104.9%)」は参加人数の把握が直前まで出来ず弁当を多めに注文せざるを得なかったためです。「活動費(128.6%)」は名古屋で開催された福祉国家研究会の公開講座に事務局2人を派遣したためです。「事務所費(100.6%)」は消費税8%への増税に伴って内税だった消費税が4月以降外税となったための負担増に依ります。一般会計の繰越金1,382,012円は、全額「財政調整資金」に繰り入れます。

3) 繰越金処分案

別紙提案の通り

2015年度活動方針(案)

1、「安全・安心の医療・介護を実現する大運動」を成功させ、医療・介護の大改悪、社会保障解体攻撃をストップさせよう

医療・介護総合法の強行成立につづいて、医療費抑制をねらう国保の都道府県単位化を軸にした大改悪が、第189通常国会に向けて急ピッチで具体化されています。社会保障の縮小、変質・解体、自己責任化を許さない運動の当面する焦点として、「いのち・暮らし守れー安全・安心の医療・介護を実現する大運動」を、中央社保協に結集して展開します。

「大運動」は2014年9月23日にスタートさせました。東京社保協では、東京土建と協議を重ね、中央社保協で確認した請願項目に「国保組合の現行補助制度を守り、国保組合の育成強化をしてください」の項目を加え、東京社保協、東京土建の共同で東京の独自署名として取組むこととしました。

1月26日召集の第189通常国会では、国保都道府県単位化をはじめ、入院給食費の自己負担増、混合診療の拡大につながる「患者申出療養制度」、後期高齢者医療保険料の特例軽減の



廃止などの医療保険制度の大改悪案、特養ホームの相部屋利用者から室料徴収、生活保護の生活扶助引下げに加えて住宅扶助、冬季加算の引下げの法案、2015 年度予算に盛り込まれる介護報酬の引下げ、昨年成立した「医療・介護総合法」に基づく要支援者の自治体支援事業への移行の具体化、年金引下げとマクロ経済スライドの発動などが狙われています。

国会内の議席では、自民・公明の与党が絶対多数を持っており、国会内だけの闘いでは改悪を阻止することはできません。しかし、国会外の国民的運動と国会内での論戦が共同することによって暴走をストップさせることは可能です。

(1)「憲法をいかして安全・安心の医療・介護の実現を求める国会請願」署名 30万筆を目標に取り組みましょう

- ① 署名用紙は、A 4 版署名用紙 15 万部、署名ハガキ付チラシ（受取人払い）18 万部の合計 33 万部を作成しました。
- ② 4 月にいっせい地方選挙が行われますので、3 月末までを「集中宣伝期間」とし、全都で宣伝を強めます。特に介護では 4 月から第 6 期事業が開始しますし、総合支援事業の始まる自治体もあります。介護難民（介護が受けられない）・介護地獄（家族介護のため失業・生活ができない）をうまないためにも地方選挙の一大争点に押し上げます。
- ③ 署名の目標を 30 万筆として全ての地域社保協、都団体がまず、構成員・役員で署名し、基礎的な数を集約しましょう。
- ④ 9 の日宣伝や消費税宣伝などと連携して宣伝を行いましょ
- ⑤ 集まった署名は、東京社保協に集中してください。上部団体に署名を提出する場合は、数の報告で構いません。

(2) 国会行動に地域社保協から積極的に参加を

1) 第 189 通常国会での「内閣提出予定法案」（社会保障関連）

- ① 3 月上旬提出予定「持続可能な医療保険制度等を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」…国保の都道府県単位化、保険給付の対象範囲の見直し、入院給食費の負担増、患者申出療養制度など
- ② 3 月中旬提出予定「医療法の一部を改正する法律案」…医療機関の機能分担及び業務の連携推進のための「地域医療連携推進法人（仮称）」の認定制度創設など
- ③ 3 月中旬提出予定「社会福祉法等の一部を改正する法律案」…社会福祉法人の管理に関する規定整備、社会福祉法人が社会福祉事業又は公益事業を行う場合の責務等の措置
- ④ 「提出予定」以外の検討中のもの…①年金積立管理運用機構法案、②国民年金法等の一部を改正する法律案



2) 定例の国会前昼集会（地域社保協ののぼり旗を持って参加してください）

日程 3月4日、18日、4月1日、15日、5月13日、27日（いずれも水曜日）

時間 12:15～13:00 場所 衆議院第2議員会館前

3) 東京独自国会行動

日時 4月15日(水) 10:00～12:00 ※議員要請後に昼集会に結集します

会場 衆議院第1議員会館大会議室

主催 東京社保協、東京土建、東京民医連、東京地評

(3)「安全・安心の医療・介護大運動」東京集会を成功させよう

日程 2015年3月29日(日) 13:00～16:45

場所 全労連会館2階ホール

主催 同実行委員会（東京社保協、東京土建、東京民医連、東京保険医協会、東京地評、東京自治労連、障都連、東京の保健・衛生・医療の充実を求める連絡会）

内容 基調講演「社会保障改革の現段階を検証する」 芝田英昭立教大教授

パネルディスカッション ①患者申出療養制度の問題点

②国保都道府県単位化の問題点

③日の出町の窓口無料化の実践と健康づくり

(4)自治体・議会に対する働きかけを旺盛にすすめます

「安全・安心の医療・介護を実現する大運動」は国への請願署名活動に留まるものではなく、国・東京都・自治体に対して、住民のいのちと暮らしを守らせ、豊かなものにさせる大運動です。国会請願署名運動を軸にしながら東京都、自治体に対する運動を強化しましょう。

4月には介護保険第6期事業がスタートします。また、総合支援事業は、2014年4月から2017年3月までにすべての自治体が開始することになります。東京で2015年4月から移行する自治体は9自治体です。（千代田、品川、荒川、練馬、江戸川、稲城、武蔵野、国立、●●）

生活保護の生活扶助の引下げも行われます。それに連動して、就学援助の切り下げも懸念されます。住民の暮らしの防波堤になるかどうかは自治体の姿勢如何です。

自治体・議会に対しては、①医療・介護総合法の撤回、②消費税増税中止、③介護報酬引下げ反対、④国保都道府県化をはじめとする医療保険制度の改悪反対などの意見書を求めます。また、医療では、①国保料（税）の独自軽減制度、②子ども・高齢者の窓口負担軽減、③国保加入者の無料健康診査、人間ドックの助成制度、④国保証の窓口留置き中止、⑤機械的な差押え、短期証・資格書の交付をするな、介護では、①総合支援事業移行時に本人・家族が希望した場合に無条件で介護認定を受けさせる、②専門家による介護サービスから無理に「多様なサービス」に切り替えない、③特養待機者のうち要介護1・2の方を機械的に外さない、などを自治体に要求します。

2. 国保料（税）の引下げをはじめ、国保改善の運動

国民皆保険制度の根幹が国保であり、医療保険制度の充実、国保の改善・拡充なしには

あり得ません。国保法第 5 条は、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」と規定しています。国保の問題は、地域社保協が取り組む中心の課題です。国保料（税）の負担軽減には、国や東京都の財政支援の拡充は、緊急の課題です。

国保改善の運動は、高すぎる国保料（税）の引下げを中心にしながら、高すぎる窓口負担の軽減で「必要な時に安心して医療機関に受診できる」制度に改善させることも急務です。子ども医療費・高齢者医療費の軽減・無料化、国保加入者の健康診査の無料実施の拡大などを求めています。

(1) 18歳までの子どもの国民健康保険料の軽減を求めます

国保料（税）算定は特別な方式がとられています。被用者保険は、収入に応じて保険料が決まるのに（そのため税法上の扶養家族には保険料は賦課されない）、区市町村国保の場合は、医療分（基礎分）は、あらかじめ医療給付費がいくらになるかを予想してそれを国保料（税）として国保加入者全員に割り振ります。支援分は、保険者に支援金が分賦されるため、やはり国保加入者全員に振り振ります。その上で住民票上の世帯主に支払いを求めることになります。そのため、明らかに所得のない子どもにも医療分・支援分が割り振られるため、子育て中の若い世帯ほど負担が重くのしかかることとなります。

「社会保障制度改革推進法」「国民会議報告書」などでも全世代型の社会保障、子育て支援、低所得者層への配慮など美辞麗句がちりばめられています。

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課長を含む「十四大都道府県国民健康保険主幹課長会」は、2014 年（平成 26 年）9 月 4 日付の厚生労働省への「国民健康保険の見直しについて」の中で、「子どもの均等割軽減制度等を創設すること」と要望を出しています。

東京社保協として、第 45 期の重点課題として、①国に対して「子どもの均等割軽減制度の創設」を東京都として強く要望させる、②東京都として国の制度ができるまで都独自の助成制度をつくり、区市町村を支援する、③区市町村として国・都に対して要望をすると同時に自治体独自の軽減制度を求める、取り組みをすすめます。

(2) 独自の「所得控除」の導入を求めます

旧ただし書き所得方式によって、住民税非課税世帯にも所得割が発生しています。住民税方式時には住民税非課税世帯は当然所得割が賦課されることはありませんでしたが、給与収入 98 万円（2 人の場合は 196 万円超）、年金収入 153 万円（2 人の場合は 306 万円、2 人とも 65 歳以上の場合）を超えると所得割が賦課されます。地方税と同等の扱いをする国保料

（税）の方が、住民税より高く、生計費非課税の原則を逸脱しているということになります。

2014 年度から旧ただし書き方式に移行した神戸市では、社保協などの運動によって表の様に市独自の所得控除を設けることで、税方式に近い制度設計にし、多人数世帯、住民税非課税世帯、障害者のいる世帯の負担増を最小限に抑える措置を取りました。

神戸市独自の所得控除

- ①控除対象配偶者と扶養親族（年少扶養親族含む） 33 万円×人数
- ②障害者、寡婦（夫） 26 万円×人数
- ③同居特別障害者 53 万円×人数
- ④障害者又は寡婦（夫）で住民税非課税措置適用者 92 万円

東京社保協として、区市町村がこのような独自の「所得控除」を設けられるように東京都が財政支援をするように運動をすすめます。

(3) 国保改善に向けた取組みを継続します

- ① 6 回目になる 2015 年度国保自治体アンケート調査を実施し、実態を把握し、闘う課題を明らかにします。
- ② 国保加入者の健康診査が有料の自治体に対して無料化を求めます。また、現在無料の自治体は診査項目の拡充を求めます。合わせて人間ドックへの助成の創設を求めます。
- ③ 滞納者への「短期証」や「資格証明書」の発行の強行を止めさせます。
- ④ 国保の都道府県単位化に反対し、自治体・東京都・国への働きかけを強めます。

3、介護保険改善をめざして

高すぎる保険料や利用料、受けられないサービス、不足する施設と「保険あって介護なし」の実態は増々拡大し深刻化しています。

「高齢者が安心して暮らせる街づくり」の視点から介護保険改善の運動を位置づけ、共同の取組みを広げます。「介護をよくする東京の会」として、介護利用者・介護労働者・介護事業者の実態を明らかにし、改善させる以下の取組みをすすめます。

- ① 要支援に関する実態把握、事例などで「見える化」を
- ② 介護事業者との懇談、共同の要求づくり（介護労働者の処遇改善、運営支援など）
- ③ 実態に基づいた自治体との懇談・要請
- ④ 議会への請願・陳情、各会派との懇談
- ⑤ 総合支援事業への移行の時期と事業内容の開示を求める
- ⑥ 支援事業開始に際して、本人・家族が希望した場合は無条件で「介護認定」が受けられるようにする
- ⑦ 必要な事業費の確保（利用が増えて予算がなくなったら速やかに追加予算を組む）
- ⑧ 利用者の負担を現行より軽減する
- ⑨ 計画的に特別養護老人ホームの建設を行い、待機者解消をおこなう
- ⑩ 待機している要介護 1・2 の人たちを待機者から外さない（自治体の裁量で可能）

4、生活保護基準切り下げ反対、申請権を守る運動

政府は、2013 年 8 月 1 日から 2015 年 4 月にかけて段階的に生活保護基準の切り下げを実施しようとしています。生活保護基準は、最低賃金制や非課税限度額など国民の生活に直結する様々な制度と連動しています。また、いままで非課税だった世帯が生活保護基準引下げで課税世帯になれば公営住宅家賃減免や就学援助、介護保険料、国保料（税）の減免、高額医療費の自己負担限度額、保育料などの減免対象から外れるなど国民生活を脅かします。

生活保護法が改悪されましたが、政省令の公布に際して、全国の運動で厚労省が狙っていた改悪を阻止しました。しかし、福祉事務所の窓口では、申請時に要否判定書類がそろっていないために受付を拒否された等の事例も聞かれます。

憲法 25 条で保障する生存権の確立、生活保護の基準切り下げを阻止する闘いを広げます。

- ① 2015 年 4 月からのさらなる基準の切り下げに反対する運動、切り下げられた場合の不服審査運動を支援します
- ② 必要になった人が安心して利用できる生活保護制度へ、すべての自治体窓口へ申請書を置かせます
- ③ 警察官 O B 配置を止めさせ、厚生労働省の示す基準（相談員 1 人 80 件）へ担当職員増を実現させます
- ④ 生活保護制度や基準切り下げの狙いなどについての学習会を引き続きすすめます
- ⑤ 都生連と協力して生活保護申請相談会など、地域での相談会を広げます
- ⑥ 生活保護の老齢加算廃止を違憲・違法とする判決を求める要請署名に取り組めます

5、年金引下げ反対、生活できる年金制度に改善させる運動

2015 年 4 月から、特例分の残り 0.5%が削減され、さらに「マクロ経済スライド」による削減率 0.9%と合わせて 1.4%削減され、賃金が 2.3%上がったにもかかわらず、年金は 0.9%しか上がりず実質削減です。政府は、マクロ経済スライドによる 1%前後の削減を 30 年間行うとしています。これによって 30 年後の年金は現在の約 7 割に低下するといわれています。

「マクロ経済スライド」は自公政権が 2004 年に「100 年安心年金」といって導入しました。少子・高齢化にあわせて「調整率」を設定し、物価・賃金上昇率から「調整率」を差し引いた分しか年金を上げない仕組みで、“年金自動削減システム”といわれています。この仕組みには「名目年金額」そのものは引下げないという「歯止め」があり、物価が下落するもとは発動できませんでした。政府は「高齢者の生活の安定にも配慮して、名目額を下限とし、年金額を前年度の額より引下げることはいない」（坂口力厚労相－2004 年 4 月 1 日）と明言していました。

しかし、厚労省が 2015 年 1 月 21 日に示した年金制度の大改悪案ではこの「歯止め」を廃止し、物価下落時にも発動できるようにするとしています。そしてこの改悪案には、国民年金保険料の納付期間を現在の 60 才から 65 歳に延長することが盛り込まれ、年金受給開始年齢を 70 歳まで引上げることまで検討されています。さらに政府は、厚生年金と国民年金の積立金運用する年金積立金運用独立法人 (GPIF) の運用比率を 12%から 20%台半ばまで引上げ、年金基金を大企業のために運用しようとしています。

老齢基礎年金だけの人は 800 万人、その年金額は月約 5 万円で、高齢者の大半は低年金者です。非正規雇用労働者が 40%に達し、低賃金で年金保険料が納められない人が増加し、無年金者が急増することが心配です。

国連社会権規約委員会から「最低年金を公的年金制度に導入することを勧告」（2001 年）、「年金に関する国連の勧告は優先して実施されるべき…日本のような経済大国が実施できない理由はない」（2006 年）、「日本における無年金・低年金の高齢者間での貧困の発生に懸念する。…国民年金制度に最低保障年金の導入を前回に続き再勧告する」（2013 年 5 月 17 日）と繰り返し勧告を受けています。

年金者組合で取組む予定の年金裁判への支援、年金者組合・全労連・中央社保協の連名署

名「若い人も高齢者も安心できる年金制度を！」に取り組めます。

6、格差を持ちこむ「子ども・子育て支援新制度」は早急に改善を

2015 年 4 月から現行保育制度を大きく改変する「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。この制度は、現金給付制度と直接契約制度を基本とするもので、多様な施設・事業に規制緩和も含めた異なる基準が認められています。そのため子どもの保育に格差が生じ、“保育環境が悪化するのでは”“保育料など保育者負担が増えるのでは”などが心配されます。

現在、区市町村が幼児期の学校教育・保育、地域、子ども・子育て支援事業等について「市町村子ども子育て支援事業計画」を作成しています。これは、潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上の（「量の見込み」）、これに対応する提供体制を計画的に整備する（「確保方策」）とするものです。2014 年 11 月に公表された進捗状況結果では、2015 年度は、0 歳児の量の見込みは 22.7 万人に対して確保方策は 20.6 万人、1・2 歳児の量の見込みは 93.1 万人に対して確保方策は 86 万人と、区市町村の整備の不十分さが浮き彫りになりました。この数字は認可外保育所も含めた数だということで、認可保育園は全く足りない状況で、待機児童解消にならないと言えるでしょう。

この新制度で子どもの権利が保障され、格差のない保育が受けられる制度とするように、福祉保育労東京地本は 2014 年 9 月から「よりよい保育を！実行委員会」の署名に取り組んでいます。この署名は、現在開会中の第 189 通常国会に提出されます。新制度の下で、公的な責任での保育、格差のない保育を子どもたちが権利として受けられるよう、また、保育士の処遇改善を早急にすすめるように、国や都に引き続き求める運動をすすめます。

7、消費税の 10%増税は延期でなく中止を

消費税増税 10%阻止を求める世論と運動は広がっています。

国民の所得は下がり続け、国民の暮らしは消費税増税に耐えられない実態です。国民負担増の一方で、大企業に対しては公共事業と減税での支援策がすすめられ、増税は「社会保障のため」「財政再建のため」という嘘も明らかになりました。

安倍首相は、2017 年 4 月には景気にかかわらず消費税 10%実施を断言していますが、消費税率の再引上げは、日本経済をあらためて落ち込ませるものでしかありません。経済の好循環をつくるには、消費税増税をきっぱり中止し、労働者の賃上げや社会保障の充実で家計をあたため、GDP の 6 割を占める個人消費の拡大が必要です。

政府は「消費税増税分はすべて社会保障の充実に使われている」と繰り返し宣伝しますが、高齢者医療や入院給食の負担増、介護保険の利用料の引上げや「要支援」の保険外し、生活保護や年金の削減、医療・介護の提供体制の縮小・再編など、充実どころか改悪メニューばかりがすすめられています。

社会的弱者を痛めつける消費税は、社会保障の財源としてふさわしくないものです。社会保障の財源は、富裕層と大企業に対する応分の負担を求め、税制改革で不公平税制を正し、政党助成金の廃止等の無駄の一扫で、確保することこそ重要です。

8、障害者権利条約にふさわしい障害者福祉制度、施策を都政から

障害者権利条約が批准・発効して1年が経過します。日本政府は条約の趣旨に沿った改革を義務づけられます。しかし、権利条約の求める法制度・施策とはほど遠い現状にあります。

当面、国に向け、①高齢障害者への介護保険優先適用、②障害支援区分、③報酬単価の増額や日割り単価制度、④精神障害者の病棟転換型居住施設など、障害者の生活を困難にしている制度の見直しに向けた運動が必要です。同時に規制緩和による社会福祉事業の営利化、社会福祉法人への「地域公益活動」の義務化など、利用者の願いとは相容れない施策の見直しを求める取組みも重要な課題です。

また都政においても、区市町村が施策の実施主体となるために、都の独自性が大きく後退しています。広域自治体の役割として、国制度の不十分な施策への独自の支援策、新たな要求から生まれる事業などに対する都独自の制度化を図る運動を強めることも求められています。また区市町村の財政力によって地域間格差が生じています。どこでもすんでも同じ支援が受けられるように、都の財政支援を求めることが必要です。

さらに福祉のまちづくりの一層の進展をはかることも課題です。特にオリンピック・パラリンピックの開催へ向けて、競技場も、交通機関も街もだれもが安全・安心できるまちづくりをめざし、バリアフリー化の促進が課題となります。同時に首都直下型地震など、緊急時に配慮の必要な災害時要援護者対策など、防災の視点を重視した街づくりをすすめていくことも必要です。

社会福祉制度の改悪の攻撃が激しくかけられる中、障害福祉分野を超えた共同の運動を発展させ、誰もが安心してくらする制度の充実を求め運動を強めます。

9、安定した雇用とくらしが守れる賃金を

物価上昇のもとで、低下し続ける実質賃金に歯止めをかけ、暮らしを改善する大幅賃上げを実現しましょう。とりわけ、非正規雇用労働者の底上げと格差是正を重視して取り組む必要があります。そのため、生活と労働の実態に根ざした討議と世論づくりが大切です。地域から底ささえする運動を強化しましょう。

また、安定した雇用を守る決起も重要です。生涯派遣、正社員への道を閉ざし、正社員ゼロ、派遣社員ばかりの会社にして、それによって派遣社員の賃金も切り下げる労働者派遣法改悪法案や、残業代をゼロにする過労死促進のホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入、首切りをお金で解決する制度の創設、今、無期雇用の社員を、職種、勤務地、時間を限定した、「限定正社員」と称する低賃金の雇用に格下げし、職種や勤務地がなくなれば自由に首が切れるようにすること、などが企まれています。これらは、労働者をモノ扱いし、使い捨てるもので日本中の企業をブラック企業化するものです。反対運動を強めていきます。

働くルールと暮らしを破壊する安倍「雇用改革」を阻止しましょう。憲法闘争と結合して雇用の安定と社会保障拡充を



中心にした安全・安心社会の実現めざす大運動を飛躍させましょう。

10、東京の保健・医療供給体制の改善へ

医療供給体制の充実、特に都立病院が、地域に根ざした救急医療、小児・母子医療など不採算部門も含めた総合的医療や「災害拠点病院」として、万全の態勢を取ることを求めます。

- ① 統廃合した八王子・清瀬・梅ヶ丘の小児（精神）病院の再建・復活、公社病院の都立病院への復帰を求めます。
- ② 都立病院の地方独立行政法人化への検討を中止し、P F I による運営はやめ、東京都の直営で運営することを求めます。
- ③ 都立病院での患者負担の引上げは行わず、社会的弱者などだれでも安心してかかれ、各病院の特徴が発揮できる都立病院にすることを求めます。
- ④ 現在、千代田区、日の出町で実施している 18 歳までの医療費無料化を他の自治体にもひろげる運動をすすめます。また、東京都に対して支援をするように要求します。
- ⑤ 「東京大気汚染医療費助成制度」の一部改正にあたって「都の負担分を恒久的に維持する」とともに、知事が国に「新しい救済制度」の創設を求める実効ある行動を直ちに行うことを求めます。

11、後期高齢者医療制度の改善、保険料値下げの運動

1) 急速にすすむ東京の高齢化

東京都は全国の中でも急速に高齢化がすすみ、2014 年 9 月 15 日現在、老年人口が 289 万 3 千人（都総人口 1,287 万 5 千人）で対前年比で 9 万 1 千人（3.2%）増加し、総人口に占める割合は、22.5%（区部 22.0%、市町村 23.5%）となり 1957 年以降過去最高を更新しています。また、2015 年 1 月現在の 1 世帯当たりの人員は 1.96 人（678 万 4,195 世帯）でこちらは過去最少を更新しています。

高齢者が安心して暮せる街づくりが急務になっています。孤立死を生まない街づくりは切実な課題です。年金切り下げに反対し、安心して暮せる老後保障制度を確立させるため、一層協力、共同の輪を広げます。

2) 後期高齢者医療保険料の特例軽減廃止の中止を求めます

後期高齢者医療での保険料特例軽減措置を段階的に廃止しようとしています。現在の特例軽減措置は、①本則 7 割軽減の均等割分は所得に応じて 9 割と 8.5 割に軽減（570 万人）、②所得割は年金収入 153 万～211 万円を 5 割軽減（145 万人）、③被用者保険の元被扶養者も均等割 5 割軽減を 9 割軽減（174 万人）されています。軽減対象者は約 865 万人が負担増になります。これは、後期高齢者医療に加入する 75 歳上の高齢者 15,489,921 人（2014 年 7 月現在）の約 6 割にあたります。

東京では約 68.9 万人が負担増になります。東京都・広域連合に対して、特例軽減廃止を中止するよう政府に働きかけることと、もし廃止された場合に独自助成制度の創設を求めます。

12、引き続き共闘組織に参加し運動をすすめます

各分野の取組みについては、関係諸団体・労組との幅広い共同の運動をつくる立場から共闘組織を組織、参加して運動をすすめています。第 45 期も「生存権裁判を支える東京連絡会」には代表委員、幹事、事務局として参加します。「安心年金つくろう東京連絡会」「介護をよくする東京の会」「都民生活要求大行動実行委員会」には事務局として参加します。また、「消費税廃止東京各界連絡会」「子どもを貧困と格差から守る連絡会議」「2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」「都民連」にも参加していきます。

13、放射能汚染から子どもを守り、原発に依存しないエネルギー政策を

東京電力福島第 1 原発事故の被災地の復興はすすんでいません。東京在住の被災者支援を強めるとともに、放射能汚染から住民、特に子どもたちを守る取組みをすすめます。

- ① 東京都の責任で自治体の放射線量測定と汚染土壌などの地域住民の不安の声を受け止める除染などの対応をすすめさせます。
- ② 子どもの健康診断など健康調査を実施し、子どもたちを放射能汚染から守る取組みをすすめさせます。
- ③ 被災地から東京に避難してきている人たちへの医療・介護の窓口負担の無料化や住居の提供など安心して暮らせる環境づくり、なんでも相談会の開催など被災者支援の取組みをすすめます。
- ④ 原発ゼロの社会へ、国会前行動への参加や地域集会、パレードなど東京から脱原発の運動をいっそう強めます。

14、地域社保協の活動強化・充実、東京社保協の体制を強めよう

(1) 全地域社保協の体制の確立・強化にむけ、援助・協力を強めます

現在東京社保協は、島しょを除く 23 区、26 市 3 町 1 村に地域社保協が結成されています。このことは、それぞれの自治体に対する働きかけが強まると同時に東京都、広域連合などへの影響力を高めることとなります。

しかし、事務局会議や役員会議が定例化できずに日常活動が困難になっている地域もあるのが現状です。地域社保協に加盟する各団体・個人が連携を強め、全地域社保協が生きいきと活動できるように援助・協力を強めていきます。

(2) 地域での日常活動を強め、地域住民の要求に応える運動を

貧困が広がる中で、いのち・くらし・雇用を守る地域住民の要求に応える取組みがいまほど求められている時はありません。これまで積み重ねてきた相談会や自治体への要請行動に引き続き取組みつつ、さらに広範な地域住民の要求に応えられる運動を広げます。

- ① すべての地域社保協が「なんでも相談会」「派遣村」を開催できるように、援助・協力を強めます。「相談活動ハンドブック 2013 年版」の活用もはかります。
- ② 消費税増税中止、社会保障の改悪阻止、生活保護の基準切り下げを止めさせる学習・宣

伝を広げます。

- ③ 国保・後期高齢者の短期保険証・資格証明書の発行や差押えの実態を把握し、自治体へ実態を知らせ、解決の取組みをすすめます。
- ④ 子どもの貧困の実態を把握し、共同して解決の取組みをすすめます。
- ⑤ 安心して暮らせる街へ、自治体とともに安心・安全のネットワークづくりを広げます。
- ⑥ 議会に対して地域労組や諸団体と共同して陳情・請願に取り組めます。
- ⑦ 要求実現の取組みを通して加盟団体の拡大、「1自治体1地域社保協」実現めざします。

(3) 東京社保協の体制強化、運動発展のために

- ① 地域社保協事務局長会議の定期開催をめざし、課題の共有化と意思統一、地域での活動の交流をはかります。
- ② 地域社保協会長会議を第 45 期も開催します。
- ③ 東京社保協常任幹事会の出席率の向上と討議の充実をはかります。また、定例となったミニ学習を継続します。
- ④ 東京社保協財政の安定的確立を引き続きめざします。
- ⑤ 社保協ニュースを通じて、全都の運動や課題、地域社保協・加盟団体の取組みの紹介など更なる充実をめざします。引き続き定期発行に努めます。
- ⑥ リニューアルした東京社保協HPをさらに充実し、情報発信量を大幅に増やします。独自カット集を充実させ、地域・加盟団体での活用を広げます。
- ⑦ 自治体アンケートの実施、学習資料の作成で、地域社保協や加盟団体の活動強化をめざします。
- ⑧ 社会保障をめぐる情勢や権利としての社会保障の理論などを学ぶ学習会を適宜開催します。第 43 回東京社保学校を 7 月に開催します。

(4) 国会議員要請、都知事・都議会会派などへの要請を強めます

1) 国会議員要請を行います

政党・会派の離合集散はありますが、解散がなければ 2016 年まで国政選挙はありません。憲法 25 条に基づく、生存権の拡充を求めて、東京出身議員、衆参厚生労働委員を中心に、要請・懇談を求めて働きかけを強めます。

今年度前半の重点として、第 189 通常国会での議員要請を中央社保協に結集して引き続き行うとともに、適宜独自行動として取り組めます。また、厚生労働省をはじめとする関係部局への要請行動、各制度のレクチャーなど中央社保協に結集して積極的に参加します。

2) 都知事・都議会会派への要請

都議会は、定例会が年 4 回開かれます。今まで同様開会日には、社保協として都知事あて要請と会派要請に取り組めます。

(5) 当面に日程(現在決まっている日程、変更もあります)

3月	4日(水)12:15	昼国会前集会	衆議院第2議員会館前
	18日(水)12:15	昼国会前集会	衆議院第2議員会館前

	29日(日)13:00	「安全・安心の医療・介護大運動」東京集会	全労連会館
4月	1日(水)12:15	昼国会前集会	衆議院第2議員会館前
	15日(水)10:00	東京独自国会行動	衆議院第1議員会館大会議室
	12:15	昼国会前集会	衆議院第2議員会館前
5月	13日(水)12:15	昼国会前集会	衆議院第2議員会館前
	27日(水)12:15	昼国会前集会	衆議院第2議員会館前
7月	第43回東京社保学校		
10月	15～17日(木～土)第43回中央社保学校 横浜市内		

(6)2015年度予算案の特徴

社保協の財源は、基本的には加盟団体・地域社保協からの会費で賄っていますので、常に合理的な支出に心がけ、地域社保協・加盟団体の活動に生かされる情報発信、特に財政困難が原因で日常活動ができない地域社保協を生まないように、署名や宣伝物は引き続き東京社保協で購入・作成して無料で地域社保協に提供できるように予算化しました。

会計年度の変更に伴って、2015年度予算は2014年12月1日から2015年11月30日となります。「運動費」の「宣伝費」は執行内容に合わせて「宣伝学習費」と科目名を変更します。

【収入の部】①会費収入は、第44期と同額の9,456,000円としました。②その他の収入は、学習会講師料の実績を考慮して5万円増額しました。③繰入金は、12か月予算に戻りますので、第43期と同程度の95万円としました。

【支出の部】

[組織活動費]①組織活動費は、総会費を実績に合わせて3万円増額しました。②中央社保協会議は、全国代表者会議(都内で一日開催)、第43回中央社保学校(神奈川県開催)の経費を2015年度に限り12万円減額で計上しました。

[運動費]①分担金は「オリパラ都民の会」分担金を計上しました。②集会費は「医療・介護大運動」東京集会開催のため増額しました。③宣伝学習費は、地域社保協ののぼり旗作成費、「医療・介護大運動」用チラシ・署名用紙作成費、受取人払い費用、新たな宣伝物作成費用のため30万円増額計上しました。

[運営費]12か月予算に戻ったのに伴って通常経費の範囲での計上としました。

(7)東京社保協50周年に向けた積立をはじめます

東京社保協は、1970年2月25日の結成から今年で45年を迎えます。5年後の50周年に向けて、今年度から積み立てを開始するため「周年事業積立金会計」を設置し、計画的に準備をすすめます。

東京都介護保険緊急自治体アンケート結果

(1) 調査対象・期間・方法

都内 62 自治体の介護保険担当課に回答を依頼した。調査期間は 10 月 8 日～10 月末まで

(2) 回収 61%(62自治体中38自治体から回答10/30現在)

(3) 中間まとめ

1) 第 5 期介護保険料

(年間) 平均 59,262 円 (月) 平均 4,939 円 (第 4 期 4,045 円) 全国 55,776 円

2) 第 6 期介護保険料見込み

①据え置き 0 (0%) ②引き下げ 0 (0%) ③引き上げ 23 (61%) ④不明 15 (39%)

※第 6 期保険料は 5 千円台後半 (月) に?

3) 保険料財源に一般財源の繰り入れ

①検討している 3 (8%) ②検討していない 19 (50%) ③不明 16 (42%)

4) 独自減免制度

①保険料 あり 20 (53%) なし 10 (26%) 検討中 8 (21%)

②利用料 あり 13 (34%) なし 20 (53%) 検討中 5 (13%)

5) 総合事業への移行時期

2015 年 4 月から	3 (8%)	全国 40
2016 年 4 月から	3 (8%)	
2016 年 10 月から	1 (3%)	
2017 年 4 月までに	1 (3%)	
2017 年 4 月から	8 (21%) (不明含む)	
見通しがたたない	4 (10%)	全国 89
不明	18 (47%)	全国 179
合計	38	

6) 多様なサービスの確保について

①できる 4 (10%) ②できない 1 (3%) ③まだ見通しがたたない 33 (86%) (不明含む)

<確保できる主な理由>

- ・既存の介護事業所の協力を得て、実施に向けて調整している。なお、住民主体・ボランティア等の活用によるサービスについては、基盤整備や実施内容の整理が必要であり、相当期間が必要と考えている。
- ・新規事業の立ち上げのほか、既存の総合事業・二次予防事業対象者向け通所・訪問事業を組み入れる。また、社会福祉協議会等の実施している社会資源を活用。
- ・既存事業の内容を精査し活用・充実し、新しい総合事業に組み込む検討会を立ち上げ、多

様なサービスの創出についての具体的な方策を検討している。

<確保できない主な理由>

- ・ 離島のため、人材の確保が困難である。

<見通しが立たない理由>

- ・ 当区では、ボランティア・NPO等の住民団体による支援は期待できないことから、今後そうした団体の育成をしていくこととし、現行の訪問・通所介護を中心に、緩和した基準によるサービスを取り入れていく。
- ・ 総合事業の基準・単価の設定や、多様なサービスの担い手となる地域資源の実態・参入意向の把握、生活支援コーディネーターの稼働など、準備作業が山積しているため。
- ・ 財源、担い手の確保が不明。(区)
- ・ サービス確保の資源不足
- ・ 離島であり、サービス提供体制にも限度がどうしてもある。

<事業内容は>

- ・ 現行の訪問・通所介護を中心に、緩和した基準によるサービスを取り入れていく。また、二次予防事業で実施してきた各事業については、短期集中予防サービスへのスムーズな移行を行う。
- ・ 基本的には、要支援相当の訪問・通所事業を構築し、現行要支援者に対する予防給付と同程度の事業内容とする。
- ・ 26～27 年度は、基準・単価の設定、地域資源の調査、要支援者のケアプラン分析、生活支援コーディネーターの稼働などの準備を行う。28 年 4 月から、要支援者の認定更新に合わせて順次ケアプラン見直し、1 年かけて総合事業に移行。
- ・ 具体的な検討はこれから（同主旨 5 件）

7) 特別養護老人ホームの待機者

- ①30,858 人 内要介護 1・2 の待機者数 7,856 人
- ②要介護 1・2 の待機者比率 25.5%
- ※全国：183,756 人 内要介護 1・2 52,321 人 (28.5%)

8) 総合事業への一般財源投入

- ①一般財源を投入する 1 (3%) ②投入しない 9 (24%) ③未定 27 (73%)

9) 法「改正」に関する国への要望・意見など

- ・ 特別区の実情（他地域と比較して、人件費や物件費が著しく高いことなど）を考慮に入れた上で、介護人材及びボランティアの確保など基盤整備に国が支援を行うほか、国の責任において確実な財源措置を行うこと
- ・ 財源措置を早く示してほしい
- ・ 制度改正等の詳細情報をできる限り早く提供してほしい

- ・保険者として適正な事務手続きができるように、できる限り早い段階で更に具体的な情報を提供してほしい
- ・市の財政負担や市民の方々の保険料負担の増加が今後ますます見込まれますので、これまでよりも一層の国庫負担の引き上げを要望します。市としては、適切に介護保険事業が実施できるように関係者のご協力をいただきながら進めていきたい
- ・現状サービス事業者は 1 ヶ所のみであり、離島では新規サービス事業者の参入は人材確保、財源等課題が多く、要支援者に新しいサービスを行うのは困難である。地方、離島の状況を考えていただきたい
- ・法改正の主旨について、積極的に周知していただきたい。国は、「ボランティアの有効活用」を提唱しているが、社会保障制度を担えるまでのボランティアの確保・育成は厳しいと考える

<コメント>

- 第 6 期介護保険料は確実に上がる。検討中・不明を含めほとんどの自治体が値上げ予定は重大
 - 総合事業への移行時期については、見通しが立たない・不明が 57%と 6 割近くに、多様なサービス確保にたつては 8 割をこえる自治体で見通しがたっていない
 - 自治体が苦慮しているのは、財源・人材（担い手）不足 山間・離島地域の声は切実
 - 事業内容は、当面、要支援認定者のサービス内容は維持しつつ、認定更新にあわせて費用削減（出口）新規認定の制限（チェックリスト活用）（入口）自治体間格差も心配
- ※最新状況は別紙参照



私たちの要求**2015年2月都知事あての要望書**

都民のいのちとくらしを守るための日頃からのご尽力に敬意を表します。

医療・介護の充実、子育て施策の拡充など社会福祉に対する都民要求は切実です。福祉、医療、保健、教育、雇用、子育て、高齢者・障害者福祉などを充実し、憲法を尊重する都政運営で安全・安心の東京へ、自治体本来の役割を発揮されますよう以下の事項を要請いたします。

【要請項目】

- 1、2014年4月より新たに70歳に到達した方々の医療費窓口負担が2割となりました。東京都として負担増部分を助成する制度を創設してください。
- 2、都内での放射線量測定箇所を増やし、都内全体を網羅し測定結果を広く公開してください。汚染箇所は、東京都の責任で速やかに除染してください。
- 3、東京都防災計画の基本理念は、自助を強調し「自己責任」を優先させています。東京都の役割と責任を明確にしたものにしてください。
- 4、公共施設の耐震化をすすめると同時に、耐震診断および改修工事の助成制度を全都に拡充してください。
- 5、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の引き下げへ東京都の更なる財政支援をおこなってください。
- 6、児童手当や年金の差押えなど、「差押え禁止債権」にまでおよぶ違法な差押えが頻発しています。都として即刻中止するように全自治体への指導を行ってください。
- 7、看護師養成の充実を図るため、看護学校の定員増、学校の増設をしてください。
- 8、シルバーパスを利用できる交通機関を増やしてください。3千円、5千円などの区分を加え、低中所得者が利用しやすいようにしてください。
- 9、介護職員処遇改善のため、介護事業所への人件費補助や研修費補助など東京都の独自の財政支援を行って下さい。
- 10、保育所の待機児対策は、認可保育所を増やすことですすすめてください。
- 11、「障害者権利条約」の批准・発効に相応しく障害者が安心して生活ができるように東京都独自施策を継続・拡充してください。あわせて都における障害者雇用の促進を図ってください。
- 12、「長期ビジョン」で掲げられた保育園の待機児解消、特別養護老人ホーム増設について、早期に実現し、待機者・児解消を早急に行ってください。
- 13、東京大気汚染医療費助成制度の一部改正にあたって「都の負担分を恒久的に維持する」とともに、知事が国に「新しい救済制度」の創設を求める実効ある行動を直ちにおこなってください。
- 14、餓死・孤立死を防ぐため、各自治体の施策を充実させるよう援助し、東京都としての対策を拡充して下さい。
- 15、生活保護の申請にあたっては、従来通り「口頭での申請」も受け付け、受付時に要否判

定のための資料提出を強要することがないように関係部署への指導を徹底してください。

- 16、生活保護基準の引き下げに伴い、特に、就学援助から外された家庭の実態調査を行い、結果を公表するとともに就学援助から外された家庭の救済を行うように自治体への指導、都としての手立てを講じてください。
- 17、東日本大震災に伴う東京在住の東日本大震災被災者への減免を東京都として継続してください。

【国及び関係機関への要請、意見書提出】

- 1、国民の知る権利を侵害する「秘密保護法」の廃棄を国に求めてください。
- 2、「基本合意」を遵守し、「骨格提言」に基づく「障害者総合福祉法」の制定をはかることを引き続き国に要望してください。
- 3、生活保護制度の削減・改悪をやめるよう国に要望してください。
- 4、東日本大震災に伴う国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び一部負担金・利用料の減免措置に対する国の財政援助は、8割でなく10割援助に戻すように働きかけてください。
- 5、「医療・介護総合法案」の廃棄を国に要望してください。
- 6、集団的自衛権の解釈変更、閣議決定を撤回するように国に要望してください。
- 7、年金を自動的に引き下げる「マクロ経済スライド」の廃止、最低保障年金制度の確立を国に要望してください。
- 8、2度廃案になった派遣法改悪案の再提出を断念するように国に働きかけてください。

＜第44期活動報告＞ 2014年3月～2015年2月

2014年3月

- 2日(日)13:30～ 東京公害患者と家族の会総会(寺川)
 5日(水)14:00～ 中央社保協第9回運営委員会
 6日(木)10:00～ 東京社保協第44回総会
 8日(土)13:30～ 府中社保協第18回総会・学習会(寺川)
 国立社保協学習会(相川)
 12日(水)12:15～ 国会前昼集会
 18:30～ 東京自治研究集会第2回実行委員会
 16日(日)～17日(月) 東京土建第67回定期大会(寺川)
 17日(月)13:30～ 西東京社保協学習会(相川)
 18日(火)13:30～ 中央社保協関東甲ブロック事務局長会議
 18:30～ 大田社保協第33回総会(相川)
 21日(金)～22日(土) 東京民医連第52回定期総会
 22日(土)18:20～ 東京保険医協会第89回定時総会記念懇親会(寺川、相川)
 23日(日)13:30～ 安心・安全な介護へ総決起集会 全労連会館2階ホール
 24日(月)14:00～ 第2回「オリンピック都民の会」
 18:00～ 中央社保協第10回代表委員会
 25日(火)15:30～ 都民連世話人会
 26日(水)10:30～ 中央社保協国会議員要請行動
 12:15 国会行前昼集会
 13:30～ 社会保障総改悪を許すな3.26院内集会
 27日(木)13:30～ 東京社保協第44期第1回常任幹事会
 27日(木)18:30～ 文京社保協学習会(寺川)
 18:30～ 新宿社保協総会(相川)
 18:30～ 江東社保協第21回総会(松本副会長)
 28日(金) 都議会第1回定例会閉会
 10:00～ 東京土建独自国会行動・学習会(寺川)
 18:30～ 台東社保協第20回総会(寺川)
 29日(土)11:00～ 2014年滞納処分・差押問題学習交流集会
 31日(月)10:00～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会

2014年4月

- 2日(水)14:00～ 中央社保協第10回運営委員会
 18:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
 3日(木)10:00～ 第10回東京自治研基調報告起草委員会
 6日(日)14:00～ 新婦人練馬支部光が丘21班学習会(寺川)
 8日(火)13:00～ 消費税廃止各界連絡会事務局会議

- 9日(水)10:00～ 中央社保協国会前座り込み行動
- 12:15～ 国会前昼集会
- 18:30～ 渋谷社保協学習会(寺川)
- 11日(金)18:30～ 葛飾社保協介護学習会(相川)
- 12日(土)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第8回総会
- 14日(月)～23日(水) 社会保障改悪阻止宣伝強化ゾーン
- 14日(月)13:00～ 中央社保協と共同巣鴨地藏通り前宣伝行動
- 17日(木)13:30～ 東京社保協第2回常任幹事会
- 18日(金)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 19日(土)13:00～ 西東京社保協第14回総会・学習会(福井副会長)
- 20日(日)10:00～ 障都連第41回総会(寺川)
- 21日(月)18:00～ 中央社保協第11回代表委員会
- 22日(火)13:00～ 2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会
- 18:30～ 医療生協三鷹南支部学習会(相川)
- 23日(水)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 12:15～ 国会前昼集会
- 13:30～ 都議会陳情に向けての打合せ
- 18:30～ 東京自治研第3回実行委員会
- 24日(木)12:30～ 輝け!いのち4.24ヒューマンチェーン行動
- 25日(金)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 10:00～ 中央社保協「介護保険厚生省レクチャー」
- 26日(土)09:30～ オリンピック競技施設の視察バスツアー
- 28日(月)10:30～ 都民連第8回世話人会
- 30日(水)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 15:30～ 東京保健生協社保活動交流集会・学習会(寺川)

2014年5月

- 1日(木) メーデー
- 7日(水)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 14:00～ 中央社保協第11回運営委員会
- 8日(木)10:00～ 都生連「国保」問題学習会(寺川)
- 9日(金)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 16:30～ 第1回事務局会議
- 11日(日)13:00～ 国分寺社保協学習会(相川)
- 13日(火)09:00～ 衆議院厚生労働委員会参考人質疑傍聴
- 14:00～ オリパラ都民の会
- 14日(水)10:30～ 東京独自国会行動
- 12:15～ 国会前昼集会
- 13:00～ 衆議院厚生労働委員会傍聴



- 17:00～ 「医療介護総合法案」強行採決への緊急抗議集会
 15日(木)14:00～ 社保誌編集委員会
 17日(土)13:30～ 清瀬社保協第18回総会・学習会(寺川)
 14:00～ 新宿健康友の会学習会(相川)
 19日(月)13:30～ 都生連不服審査請求提出行動・記者会見
 18:30～ 第11回中央社保協代表委員会
 20日(火)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会
 14:00～ 東京保健生協練馬社保委員会学習会(寺川)
 22日(木)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
 13:30～ 東京社保協第3回常任幹事会
 16:20～ 常任幹事会・大塚駅前宣伝
 23日(金)13:30～ 「福祉は権利」実行委員会
 24日(土)13:00～ 生存権裁判を支える全国連絡会総会
 25日(日)14:00～ 共産党江戸川地区葛西協議会学習会(寺川)
 26日(月)13:30～ 西東京社保協学習会(寺川)
 27日(火)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
 18:00～ ホームレス総合相談ネットワーク学習会(寺川)
 28日(水)12:15～ 国会前昼集会
 13:30～ 中央社保協院内集会
 29日(木)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
 30日(金)10:30～ 第1回都民要求大行動実行委員会
 12:00～ 労働会館内合同大塚駅前宣伝
 31日(土)13:30～ 東京オリンピック「第1回提言討論会」

2014年6月

- 3日(火)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
 4日(水)14:00～ 中央社保協第12回運営委員会
 5日(木)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
 6日(金)15:00～ 第9回都民連世話人会
 8日(日)13:00～ 「福祉は権利!6.8共同シンポジウム」
 9日(月)10:00～ 自治研基調報告起草委員会
 10日(火)10:00～ 都知事・会派要請行動
 10:00～ 中央社保協国会前座り込み
 12:15～ 都議会開会日行動
 14:00～ 第5回オリパラ都民の会
 18:30～ 豊島社保協拡大事務局学習会(寺川)
 11日(水)10:30～ 中央社保協院内集会・議員要請
 12:15～ 国会前昼集会
 12日(木)10:00～ 中央社保協国会前座り込み

- 13日(金)10:00～ 都民要求大行動実行委員会・都担当者打合せ
12:00～ 労働会館内合同大塚駅前宣伝
18:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
- 14日(土)13:30～ 大田社保協緊急社保学習会(寺川)
- 15日(日)13:30～ 江戸川社保協第18回総会(寺川)
- 16日(月)13:30～ 参議院厚生労働委員会中央公聴会傍聴
13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
18:30～ 小平社保協総会&学習会(相川)
- 17日(火)10:00～ 中央社保協国会前座り込み
- 20日(金)14:00～ 社保誌編集委員会
- 21日(土)13:30～ 板橋社保協第53回総会(寺川)
- 22日(日)
11:00～ 中央社保協「国の責任を放棄する国保都道府県単位化に反対する全国学習交流集会」
- 23日(月)15:00～ 中央社保協代表委員会
- 24日(火)19:30～ 東京土建葛飾支部学習会(相川)
- 25日(水)
18:30～ 墨田社保協総会(相川)
19:30～ 東京土建練馬支部社保対部会学習会(寺川)
- 26日(木)13:30～ 東京社保協第4回常任幹事会
- 27日(金)14:00～ 中央社保協関東甲ブロック事務局長会議
19:00～ 調布社保協第20回総会(相川)
- 29日(日)13:30～ 「学校に行けたよ!願いかなった日から40年ーこれからの障害児教育を考える集い」
10:00～ 西多摩社保協2014年度総会(相川)
- 30日(月)10:30～ 第2回都民要求実現大行動実委

2014年7月

- 2日(水)14:00～ 中央社保協第13回運営委員会
18:30～ 第10回東京自治研究集会第4回実行委員会
- 7日(月)13:30～ 第1回23区地域社保協事務局長会議
- 8日(火)13:30～ 第1回多摩地域社保協事務局長会議
- 10日(木)
13:00～ 都民要求大行動実行委員会要請書提出日
第10回東京自治研究集会基調報告第2回起草委員会
- 11日(金)10:00～ 都民連第10回代表委員会
13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会
19:00～ 三多摩保健医療問題研究会学習会(相川)
- 13日(日)～14日(月) 中央社保協第58回全国総会
- 14日(月)10:00～ 第6回オリパラ都民の会運営委員会

- 15日(火)18:30～ 「改正」介護保険制度学習会
- 16日(水)13:45～ 消費税廃止東京各界連絡会事務局会議
- 19日(土)10:00～ 第42回東京社保学校
- 22日(火)18:00～ 中央社保協第1回代表委員会
- 24日(木)09:30～ 東京民医連社保委員会「国保」学習会(寺川)
- 13:30～ 東京社保協第5回常任幹事会
- 25日(金)14:00～ 都教育庁「就学援助に関する」要請行動
- 26日(土) 第19回東京反核平和マラソン
- 29日(火)18:30～ 東京自治研究集会「高齢者の暮らし」分科会実行委員会
- 30日(水)13:30～ 福祉は権利!共同シンポ実行委員会
- 18:30～ 中野社保協第22回総会(寺川)
- 18:30～ 共同行動のための打ち合わせ会議
- 31日(木)13:30～ 都民連総会

2014年8月

- 2日(土)～3日(日) 日本母親大会
- 2日(土)～4日(月) 保育合研
- 5日(火)18:30～ 渋谷社保協第23回総会・学習会(相川)
- 6日(水)11:00～ 生存権裁判を支える東京連絡会・都福祉保健局懇談
- 14:00～ 中央社保協第1回運営委員会
- 9日(土)11:00～ 中央社保協「介護をよくする東京の会運動全国交流集会」
- 18日(月)14:00～ 中央社保協社会保障誌編集委員会
- 19日(火)12:00～ 消費税廃止東京連絡会大塚駅前宣伝
- 13:30～ 第7回オリパラ都民の会
- 13:45～ 消費税廃止東京連絡会事務局団体会議
- 20日(水)18:30～ 東京自治研究集会第5回実行委員会
- 22日(金)14:00～ 介護をよくする東京の会第13回事務局会議
- 23日(土)14:00～ 小平「医療・介護総合法を考えるシンポ」(相川)
- 25日(月)17:00～ 中央社保協第2回代表委員会
- 27日(水)10:00～ 東京自治研究集会基調報告起草委員会
- 28日(木)13:30～ 東京社保協第6回常任幹事会
- 29日(金)10:30～ 都民要求実現大行動第3回実行委員会
- 31日(日)09:30～ 福祉保育労東京地本第35回定期大会(寺川)

2014年9月

- 1日(月)10:00～ 厚生労働者レクチャー
- 3日(水)14:00～ 中央社保協第2回運営委員会
- 4日(木)14:00～ 中央社保協関東甲ブロック事務局長会議
- 5日(金)13:00～ 生存権裁判を支える東京連絡会

- 15:00～ 都民連第1回世話人会
- 10日(水)17:30～ 中央社保協第3回代表委員会
- 11日(木)10:30～ 東京民医連「講師要請講座」(寺川)
- 12日(金)～13日(土) 第28回日本高齢者大会
- 15日(月・祝)13:00～ 「住宅扶助基準と冬季加算の削減を許すな」シンポ
- 16日(火)16:00～ 「70～74歳の窓口負担1割継続を求める陳情」署名提出
- 17日(水)10:00～ 都議会第2回定例会「都知事・各会派要請行動」
- 12:15～ 都議会第2回定例会開会日昼集会
- 14:00～ 中央社保協加盟団体訪問行動
- 18日(木)12:00～ 消費税廃止東京各界連大塚駅前宣伝
- 13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
- 19日(金)18:00～ 介護をよくする東京の会第13回事務局会議
- 19:30～ 江戸川社保協「医療介護総合法」学習会(寺川)
- 20日(土)15:00～ 2014年度杉並社保協総会(寺川)
- 22日(月)16:00～ 東京自治研究集会基調報告起草委員会
- 18:30～ 東京自治研究集会プレ企画「道州制学習会」
- 18:30～ 立川革新懇学習会(相川)
- 23日(火・祝)13:30～ 「安心・安全の医療・介護を実現するシンポ」
- 24日(水)18:30～ 第10回東京自治研究集会第6回実行委員会
- 25日(木)10:00～ オリパラ都民の会第8回運営委員会
- 13:30～ 東京社保協第7回常任幹事会
- 25日(木)～27日(土) 第42回中央社保学校
- 26日(金)16:00～ 生存権裁判を支える東京連絡会宣伝行動
- 28日(日)10:00～ 東京地評第13回定期大会
- 29日(月)12:00～ 第187臨時国会開会日行動

2014年10月

- 1日(水)14:00～ 中央社保協第3回運営委員会
- 2日(木)13:30～ 第2回多摩地域社保協事務局長会議
- 3日(金)13:30～ 第2回23区地域社保協事務局長会議
- 4日(土)10:00～ 第2回こまえ社保協総会・学習会(寺川)
- 13:30～ 医療シンポ「10.4東京の医療これからどうなるの」
- 14:00～ 第14回練馬社保協総会・学習会(寺川)
- 5日(日)09:30～ 渋谷母親大会分科会助言者(相川)
- 7日(火)13:30～ 都退協北多摩西支部学習会(相川)
- 10日(金)10:30～ 都民要求実現大行動第4回実行委員会
- 18:00～ 第18回日野社保協総会(寺川)
- 11日(土)14:30～ オリパラ都民の会「第2回提言討論会」
- 12日(日)10:00～ 都生連第52回定期大会(寺川)

- 15日(水)12:15～ 国会昼集会
 16日(木)10:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会
 13:00～ 10.23国民集会・巣鴨宣伝行動
 17日(金)12:30～ 年金者一揆2014
 19日(日)13:30～ 生存権・学習決起集会
 20日(月)09:50～ 生存権裁判を支える東京連絡会最高裁要請行動
 15:00～ 都民連第2回世話人会
 18:30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
 23日(木)12:30～ いのちまもる、憲法いかす10.23国民集会
 24日(金)15:00～ 社会保障誌編集委員会
 25日(土)10:00～ 横田基地もいらない! 10.25市民交流集会
 16:00～ 生存権裁判を支える東京連絡会宣伝行動
 28日(火)12:00～ 消費税廃止東京各界連大塚駅宣伝行動
 13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
 29日(水)12:15～ 国会昼集会
 30日(木)09:30～ 都民生活要求大行動実行委主催の対都要請
 14:00～ 東京社保協第8回常任幹事会
 31日(金)13:15～ 第26回東京高齢者のつどい
 13:30～ 社会保障誌編集委員会

2014年11月

- 5日(水)14:00～ 中央社保協第4回運営委員会
 6日(木)15:00～ 都退協総会(寺川)
 8日(土)13:00～ 第12回介護に働く仲間の全国交流集会
 13:00～ 福祉国家構想研究会・講演会
 11日(火)10:00～ 「介護・認知症なんでも電話相談会」
 12日(水)10:30～ 中央社保協・厚生労働省交渉
 12:15～ 国会昼集会
 13:30～ 院内集会・国会議員要請
 18:30～ 第10回東京自治研第7回実委
 15日(土)10:30～ 福祉国家構想研究会・講演会in名古屋
 17日(月)10:00～ 東京土建独自国会行動・学習会(寺川)
 18:00～ 全生連60周年レセプション(寺川)
 18日(火)12:00～ 消費税廃止東京各界連宣伝行動
 13:00～ オリパラ都民の会運営委員会
 13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
 19日(水)12:00～ 「医療・介護大運動」新宿西口宣伝行動
 14:30～ 東京都後期高齢者医療広域連合第2回定例議会傍聴
 20日(木)10:30～ 都民生活要求大行動実行委員会第5回会議

- 15 : 30～ 都民連第 3 回世話人会
 18 : 30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
 18 : 30～ 品川社保協総会・学習会（寺川）
 21 日(金) 衆議院解散
 23 日(日)15 : 00～ 2014 年度地域社保協会長会議（交流会）
 25 日(火)17 : 00～ 生存権裁判を支える東京連絡会宣伝行動
 27 日(木)13 : 00～ 都議会厚生委員会（陳情審査予定）
 13 : 30～ 東京社保協第 9 回常任幹事会
 28 日(金)11 : 45～ 都議会第 4 回定例会 都知事要請行動
 12 : 15～ 都議会開会日昼集会
 15 : 00～ 中央社保協第 4 回代表委員会
 29 日(土)13 : 30～ 清瀬社保協介護問題シンポ（相川）
 17 : 00～ 千葉県社保協 20 周年記念レセプション（寺川）
 30 日(日)10 : 00～ 第 5 回地域医療を守る運動全国交流集会

2014 年 12 月

- 2 日(火) 衆議院総選挙公示日
 3 日(水)14 : 00～ 中央社保協第 5 回運営委員会
 7 日(日)09 : 30～ 第 10 回東京自治研究集会
 10 : 00～ 2014 年東京母親大会
 12 日(金)10 : 30～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会
 14 日(日) 衆議院総選挙投・開票日
 16 日(火)14 : 00～ 中央社保協第 2 回関東甲ブロック事務局長会議
 16 日(火)12 : 00～ 18 日(木)12 : 00 都老協座り込み
 17 日(水)15 : 30～ 「医療・介護大運動」東京集会打ち合わせ
 18 : 30～ 第 10 回東京自治研第 8 回実行委員会
 19 日(金)10 : 00～ オリパラ都民の会運営委員会
 12 : 00～ 消費税廃止東京各界連宣伝行動
 13 : 00～ 都議会厚生委員会
 13 : 45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
 22 日(月)～ 23 日(火) 中央社保協「安全・安心の医療・介護を実現する大運動全国交流集会」
 25 日(木)13 : 00～ 都議会第 4 回定例会本会議
 14 : 00～ 東京社保協第 10 回常任幹事会
 26 日(金)14 : 00～ 介護をよくする東京の会事務局会議
 14 : 30～ 社会保障誌編集委員会
 28 日(日)11 : 00～ 中央社保協第 6 回代表委員会

2015年1月

- 6日(火)18:30～ 東京地評新春旗びらき(竹崎会長、寺川、相川)
 7日(水)14:00～ 中央社保協第6回運営委員会
 8日(木)18:30～ 東京自治労連新春旗びらき(寺川)
 9日(金)10:00～ 都民連第4回世話人会議
 18:30～ 東京医労連新春のつどい(相川)
 18:30～ 東京私教連新春旗びらき(寺川)
 11日(日)13:00～ 介護フォーラム2015
 15日(木)18:00～ 東京土建旗びらき(寺川、相川)
 16日(金)13:30～ 「安全・安心の医療・介護大運動」東京集会第1回実行委員会
 19日(月)18:30～ 福祉保育労新春旗びらき(寺川)
 21日(水)10:00～ 東京土建本部社保対部学習会(寺川)
 22日(木)10:00～ 第10回オリパラ都民の会運営委員会
 13:30～ 東京社保協第11回常任幹事会
 23日(金)13:30～ 「権利としての福祉を守る2.13福祉関係団体共同行動」実委
 18:30～ 中央区労協新春のつどい(相川)
 26日(月)12:00～ 第189通常国会開会日行動・院内集会
 18:30～ 八王子社保協拡大幹事会学習会(相川)
 19:30～ 東京土建豊島支部分会長書記長会議学習会(寺川)
 26日～27日(月・火) 「東京の高齢期運動について討議する合宿」
 28日(水)09:30～ 中央社保協全国知事会、町村会訪問
 29日(木)12:00～ 消費税廃止東京各界連大塚駅前宣伝
 13:45～ 消費税廃止東京各界連事務局会議
 14:00～ 後期高齢者医療広域連合議会
 18:30～ 介護をよくする東京の会2014年度総会

2015年2月

- 2日(日)10:00～ 中央社保協全国代表者会議
 16:20～ 中央社保協第7回運営委員会(代表者会議終了後)
 4日(水)12:15～ 国会前昼集会
 5日(木)13:30～ 「いのち暮らしを守る 安全・安心の医療・介護大運動」東京集会第2回実行委員会
 6日(金)10:00～ 都民連世話人会・学習会
 11日(祝)10:30～ 中央社保協介護改善東日本交流集会
 13日(金)10:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会幹事会
 「権利としての福祉を守る2.13福祉関係団体共同行動」
 16日(月)12:00～ 医団連巣鴨駅前宣伝行動
 14:00～ 東京社保協第44期会計監査

- 18 : 30～ 港社保協総会・学習会（寺川）
- 17日(火)18 : 30～ 介護をよくする東京の会事務局会議
- 18日(水)12 : 15～ 都議会開会日昼集会
- 12 : 15～ 国会前昼集会・院内集会
- 19日(木)13 : 30～ 東京社保協第12回常任幹事会
- 21日(土)13 : 30～ 府中社保協第19回総会・学習会（寺川）
- 13 : 40～ 東久留米社保協総会・学習会（相川）
- 22日(日) ドクターズデモンストレーション
- 25日(水)19 : 00～ 台東社保協学習会（寺川）
- 27日(金)18 : 30～ 戦争と福祉どちらにする？みんなで考える会



第44期年度東京社保協役員(敬称略)

会長	竹崎 三立	再	東京保険医協会
副会長	松本 秀典	再	東京地評
	南條 芳久	再	東京民医連
	中村 隆幸	新	東京土建
	堀口 和男	再	年金者組合都本部
	高柳 京子	再	東京自治労連 (2014年10月より任務変更・内村行則)
	福井 典子	再	渋谷社保協
	事務局長	寺川 慎二	再
事務局次長	相川 和義	再	東京民医連
	塚本 晴彦	再	東京地評 (2014年10より任務変更・阿久津光)
	小嶋 博之	新	東京民医連
常任幹事	小形 歩	新	東京保険医協会
	深沢 英一	再	東京歯科保険医協会
	西銘 秀実	再	東京医労連
	金沢 輝秋	再	年金者組合都本部
	斎藤 学	再	東商連
	杉山美恵子	再	東京自治労連
	植松 隆行	再	東京国公
	國米 秀明	再	福保労東京地本 (2014年9月より任務変更・平井修子)
	北川誠太郎	再	東京土建
	佐田光三郎	再	障都連
	酒井つる子	再	新婦人都本部
	水上 昭三	新	都生連
	坂本 光治	再	都老協
	金子 秀夫	新	都教組
	西川 勉	再	板橋社保協
	吉野 五郎	再	葛飾社保協
	岡本 卓郎	再	西東京社保協
	森松 伸治	再	北区社保協
	前沢 淑子	新	中央社保協事務局次長
	会計監査	渡辺 吉明	再
有馬 龍治		新	全労済東京

